

第3期小浜市子ども・子育て支援事業計画

【 計画案 】

令和7年1月

小 浜 市

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 第3期計画の計画期間 | 1 |
| 3. 計画の位置づけ | 2 |
| 4. 計画策定体制 | 3 |
| 5. 近年の子ども・子育てにかかわる法・制度等の動向 | 4 |
| 第2章 市の状況 | 6 |
| 1. 人口等の状況 | 6 |
| (1) 総人口等の状況 | 6 |
| (2) 出生等の状況 | 8 |
| (3) 世帯の状況 | 10 |
| (4) 就労の状況 | 12 |
| 2. 市民ニーズの状況 | 14 |
| (1) 調査の概要 | 14 |
| (2) 調査結果の概要 | 14 |
| 3. 課題の整理 | 24 |
| (1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについて | 24 |
| (2) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて | 25 |
| (3) 地域における子育て支援の充実、子どもの居場所づくりについて | 26 |
| (4) 支援が必要な子どもへの対応について | 27 |
| 第3章 基本理念と基本目標 | 28 |
| 1. 基本理念(案) | 28 |
| 2. 基本目標(案) | 29 |
| 3. 施策体系(案) | 30 |
| 第4章 施策の展開 | 31 |
| 基本目標1 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の充実 | 31 |
| (1) 包括的な相談支援・情報提供体制の充実 | 31 |
| (2) 母子保健の充実 | 31 |
| 基本目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり | 32 |
| (1) 教育・保育サービスの充実 | 32 |
| (2) 子育てと仕事を両立できる職場づくり | 32 |
| (3) 男女共同参画による子育ての推進 | 33 |
| (4) 子育てにかかる経済的負担の軽減 | 33 |
| 基本目標3 子どもの育ちを支援する環境づくり | 34 |
| (1) 子どもの居場所・遊び場づくり | 34 |
| (2) 子どもとその親の交流の場づくり | 34 |
| (3) 幼児教育の充実 | 34 |
| (4) 豊かな心と健やかな育成の支援 | 35 |
| 基本目標4 子どもを守る仕組みづくり | 36 |
| (1) 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止 | 36 |

| | |
|----------------------------|----|
| (2) 様々な子どもと家庭への支援 | 36 |
| 第5章 計画における量の見込み・確保の方策 | 37 |
| 1. 子ども・子育て支援事業等について | 37 |
| (1) 第3期計画における給付・事業について | 37 |
| (2) 教育・保育提供区域の設定 | 38 |
| (3) 児童人口の推計 | 38 |
| 2. 子ども・子育て支援給付について | 39 |
| (1) 子どものための教育・保育給付 | 39 |
| (2) 乳児等のための支援給付 | 43 |
| 3. 地域子ども・子育て支援事業について | 44 |
| (1) 利用者支援事業 | 44 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業 | 45 |
| (3) 妊婦健康診査事業 | 46 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業 | 47 |
| (5) 養育支援訪問事業 | 48 |
| (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） | 49 |
| (7) 一時預かり事業 | 50 |
| (8) 延長保育事業 | 52 |
| (9) 病児保育事業 | 53 |
| (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 54 |
| (11) 妊婦等包括相談支援事業【新規】 | 55 |
| (12) 産後ケア事業【新規】 | 55 |
| 4. その他の母子保健事業 | 56 |
| 第6章 計画の推進 | 58 |
| 1. 計画の推進体制 | 58 |
| (1) 総合的な施策の推進 | 58 |
| (2) 国や県との連携の推進 | 58 |
| 2. 計画の進行管理 | 59 |
| (1) 市民への計画の周知と相談体制の確立 | 59 |
| (2) 計画の評価体制の確立 | 59 |
| 資料編 | 60 |
| 1. 計画策定について | 60 |
| (1) 小浜市児童福祉審議会設置条例 | 60 |
| (2) 小浜市児童福祉審議会委員名簿 | 61 |
| (3) 策定経緯 | 61 |
| 2. 小浜市の保育理念 | 62 |
| 3. 用語解説 | 63 |

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市においては、「子ども・子育て支援新制度」に基づく「小浜市子ども・子育て支援事業計画」の第1期計画を平成26年度に、第2期計画を令和元年度に策定し、「みんなが元気 みんなが笑顔 地域で子育て支えあい」を基本理念に掲げ、保育サービスの充実をはじめ、多様な子育て支援施策を展開してきました。また、保育ニーズの変化にあわせて、令和3年10月には計画の中間見直しを行っています。

しかし、全国的には核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の増加および顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化している状況にあります。

こうした子どもを取り巻く厳しい環境等を背景に、国においては「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔としてこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されています。

本市では、令和7年3月末に現在の「第2期小浜市子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備と子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に向け、保護者ニーズを踏まえながら「第3期小浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」）の策定を行います。

2. 第3期計画の計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

▼計画期間

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 第2期計画 | | | | | 見直し | 第3期計画 | | | |

3. 計画の位置づけ

第3期計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけます。

市の最上位計画である総合計画をはじめ、福祉分野の上位計画である地域福祉計画のほか、関連する計画、国の法制度や指針、県の計画との整合を図りながら策定します。

▼国 子ども・子育て支援法の基本理念（第2条）

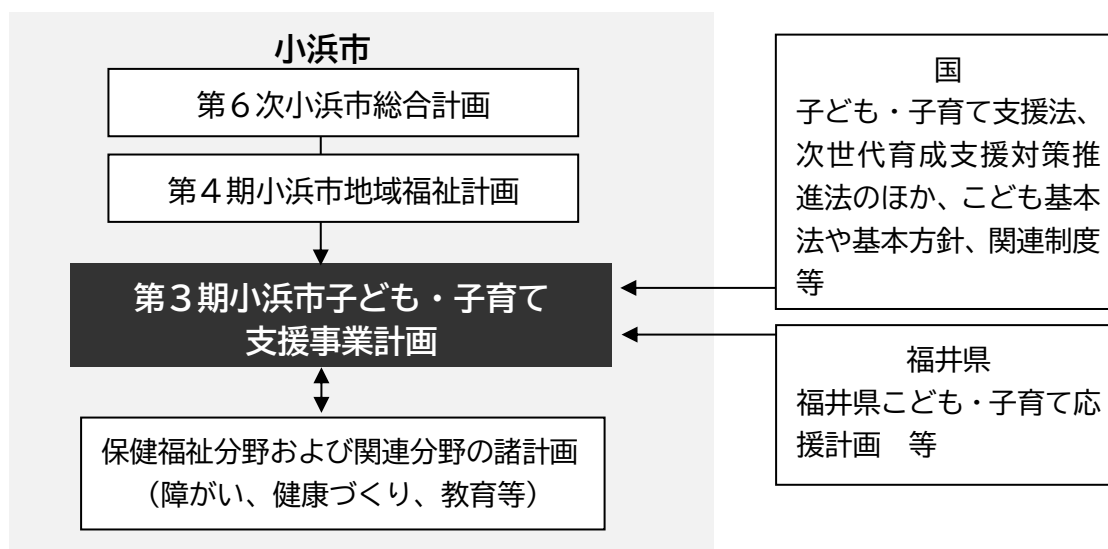
（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

▼計画の位置づけ



4. 計画策定体制

第3期計画策定においては、各種アンケート調査の実施、小浜市児童福祉審議会の開催、パブリックコメントの実施とともに、庁内関連部署との協議を行います。

①各種アンケート調査の実施

市民の子ども・子育て支援に関する生活実態やニーズ等を把握するため、就学前児童・小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。また、母子保健に関する現状・要望等を把握するため、市内在住の妊婦の方を対象にアンケートを実施しました。

②小浜市児童福祉審議会での審議

子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、教育委員会の委員、児童委員、学識経験者、保育園関係者、保護者等で構成する「小浜市児童福祉審議会」において、第3期計画策定にあたって審議を行います。

③パブリックコメントの実施

広く市民等から意見を聴取し、第3期計画に反映させるためにパブリックコメントを実施します。

④庁内関連部署との協議・検討

関係各課との施策連携を図る必要性から、関係する庁内関連部署と現状を踏まえた課題把握や今後の施策検討など計画策定について協議を行います。

5. 近年の子ども・子育てにかかわる法・制度等の動向

近年の子ども・子育てにかかわる法・制度等の動向は次のとおりです。

▼近年の子ども・子育てにかかわる法・制度等の動向

| | 法律・制度等 | 内容 |
|-----------|------------------------------|--|
| 平成 27年 | 子ども・子育て支援法関連3法施行 | ・市町村での子ども・子育て支援事業計画の策定を明記 |
| | 保育士確保プラン策定 | ・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保（平成27年に9万人分に拡大） |
| | 少子化社会対策大綱改定 | ・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組み強化 |
| | 次世代育成支援対策推進法改定 | ・平成37年3月末までの時限立法に延長 |
| | 健やか親子21（第2次）の策定 | ・子育て・健康支援として「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」を基盤課題として設定 |
| 平成 28年 | 子ども・若者育成支援推進大綱策定 | ・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示 |
| | 児童福祉法一部改正 （関連して母子保健法一部改正） | ・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化 |
| | ニッポン一億総活躍プラン策定 | ・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む |
| | 切れ目のない保育のための対策 | ・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化 |
| 平成 29年 | 子育て安心プラン策定 | ・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成 |
| | 新しい経済政策パッケージ | ・「人づくり改革」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる |
| | 子ども・子育て支援法一部改正 | ・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ |
| 平成 30年 | 子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正 | ・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示 |
| | 新・放課後子ども総合プラン策定 | ・共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破するための放課後児童対策の充実 |

| | 法律・制度等 | 内容 |
|----------|---------------------------------|---|
| 令和 元年 | 子ども・子育て支援法一部改正 (幼児教育・保育の無償化) | ・ 幼児教育・保育の無償化開始 (10月施行) ・ 子育てのための施設等利用給付の創設 |
| | 子どもの貧困対策の推進に関する法律改正 | ・ 将来だけではなく「現在」に向けた対策であることを追記 ・ 市町村子どもの貧困対策計画の努力義務化 |
| | 「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定 | ・ 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援 ・ 地方公共団体による取組みの充実 ・ 支援の届きにくい子ども・家庭への支援 |
| 令和 3年 | 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定 | ・ 「こどもまんなか社会」の実現のため「こども家庭庁」を創設する方針 |
| 令和 4年 | 児童福祉法改正 | ・ こども家庭センターの設置の努力義務化 ・ 地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が創設 (令和6年施行) |
| 令和 5年 | こども家庭庁設置 | ・ 子育てや少子化、児童虐待、いじめなど子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決するために内閣府に設置 |
| | こども基本法施行 | ・ こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として施行 |
| | 「こども大綱」閣議決定 | ・ こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するためのこども施策の基本的な方針 |
| | 「こども未来戦略」閣議決定 | ・ 子育て世帯の家計、こどもと子育て、共働き・共育てを応援 |
| 令和 6年 | 子ども・子育て支援法改正 | ・ 地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)、③産後ケア事業が創設 (令和7年施行) |
| | こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律施行 | ・ 「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」へ変更 |

第2章 市の状況

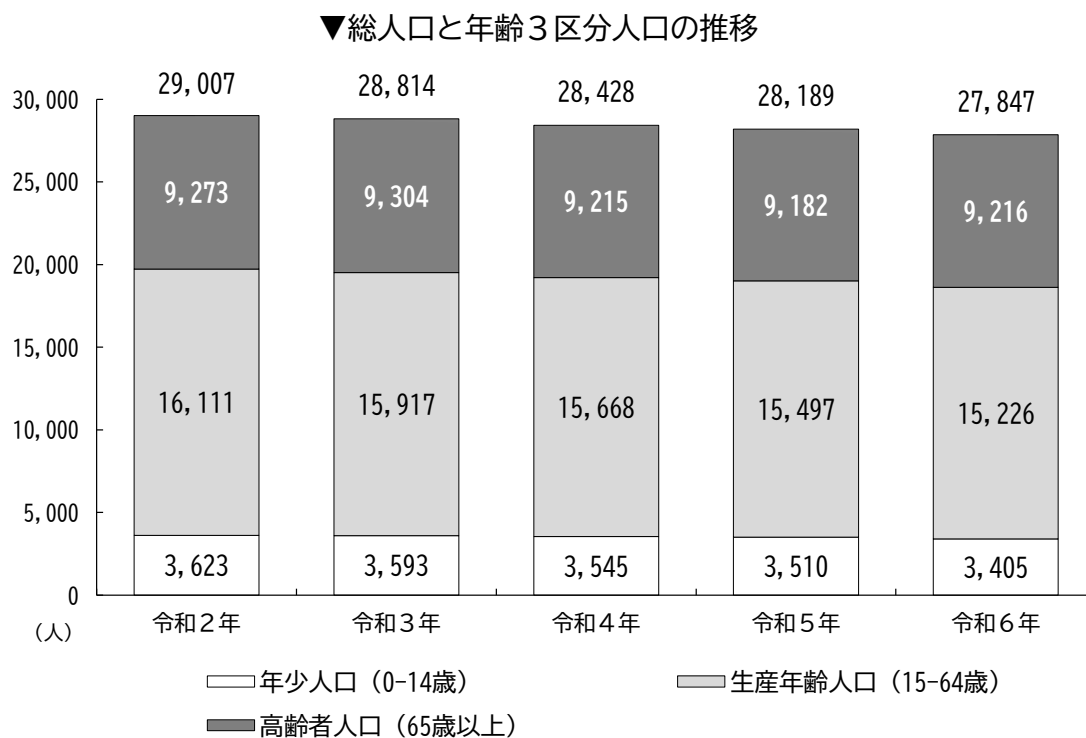
1. 人口等の状況

(1) 総人口等の状況

①総人口・年齢3区分別人口の推移

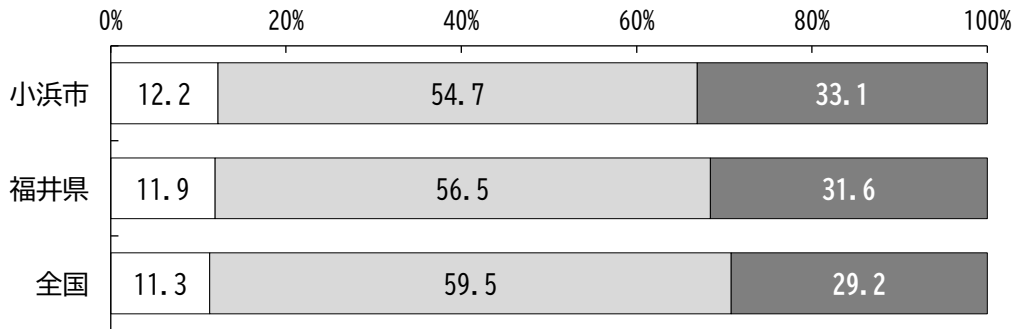
本市の総人口は、令和2年の29,007人から令和6年の27,847人へ減少傾向で推移しており、年齢3区分人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向で推移しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は、増減しながら推移しています。

令和6年の年齢3区分人口割合を国、県と比較すると、年少人口割合は12.2%と国、県とほぼ同率となっていますが、高齢者人口割合は33.1%と国、県を上回ります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

▼年齢3区分人口割合の比較



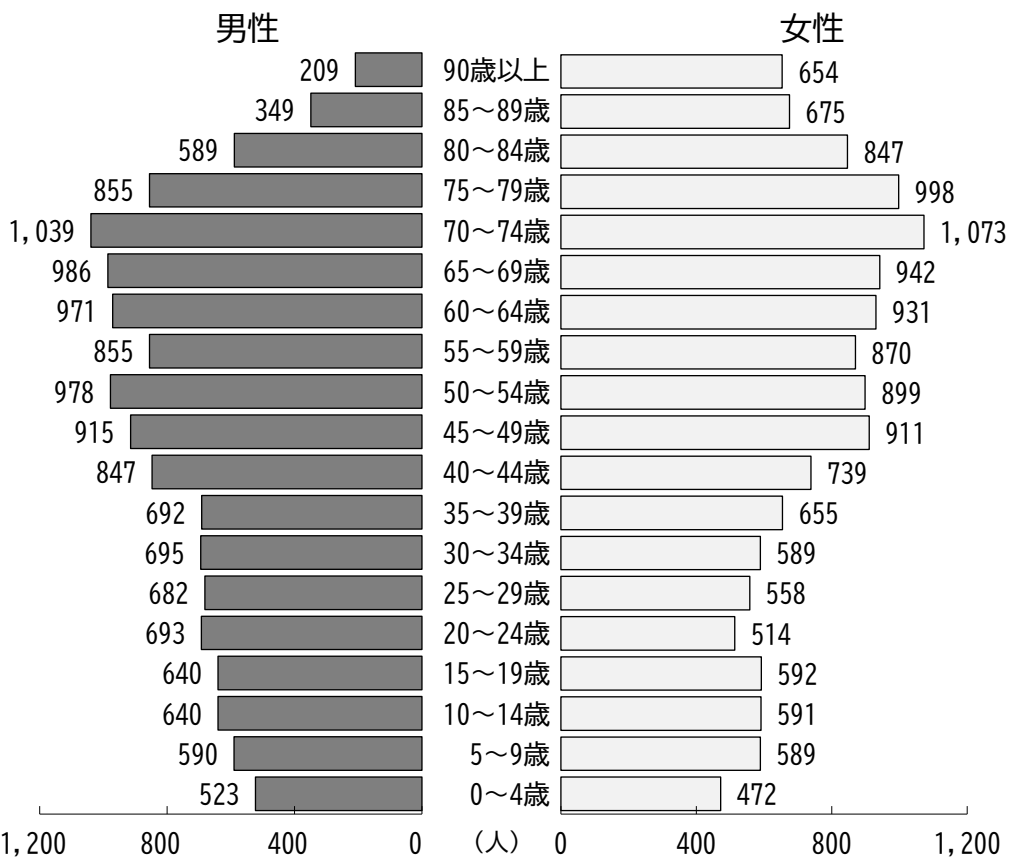
□年少人口 (0-14歳) □生産年齢人口 (15-64歳) ■高齢者人口 (65歳以上)

資料：国は「推計人口」、県は「福井県の人口と世帯 (推計)」、市は住民基本台帳 (令和6年4月1日現在)

②人口ピラミッドでみる人口構造

本市の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドで見ると (令和6年4月1日現在)、男性・女性ともに70~74歳 (男性：1,039人、女性1,073人) の層が多くなっています。また、20代、30代前半の女性が男性に比べて少ない特徴がみられます。

▼人口ピラミッドでみる人口構造

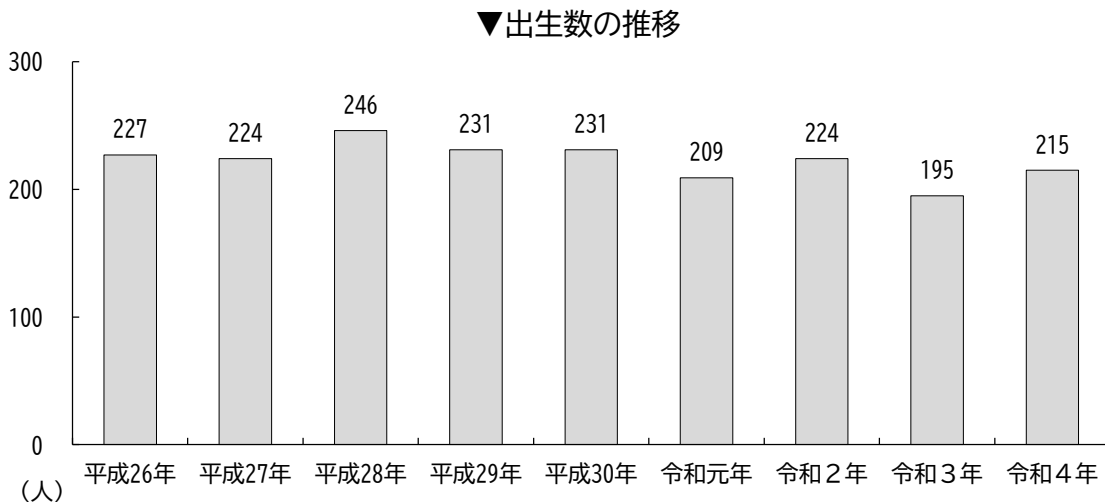


資料：住民基本台帳 (令和6年4月1日現在)

(2) 出生等の状況

①出生数の推移

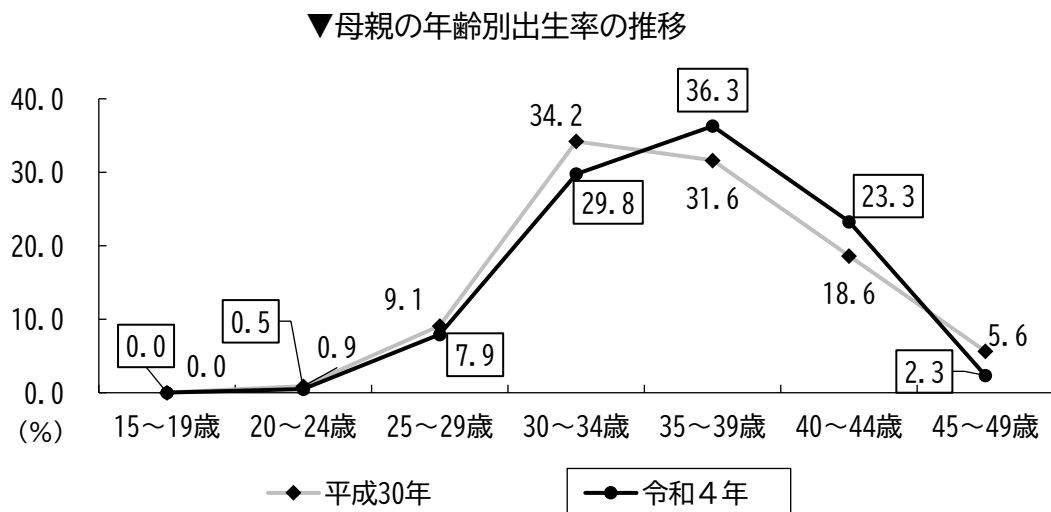
本市の出生数の推移をみると、平成 26 年以降出生数はおおむね 200 人前半で推移し、令和 4 年で 215 人となっています。



資料：福井県衛生統計年報

②母親の年齢別出生率の推移

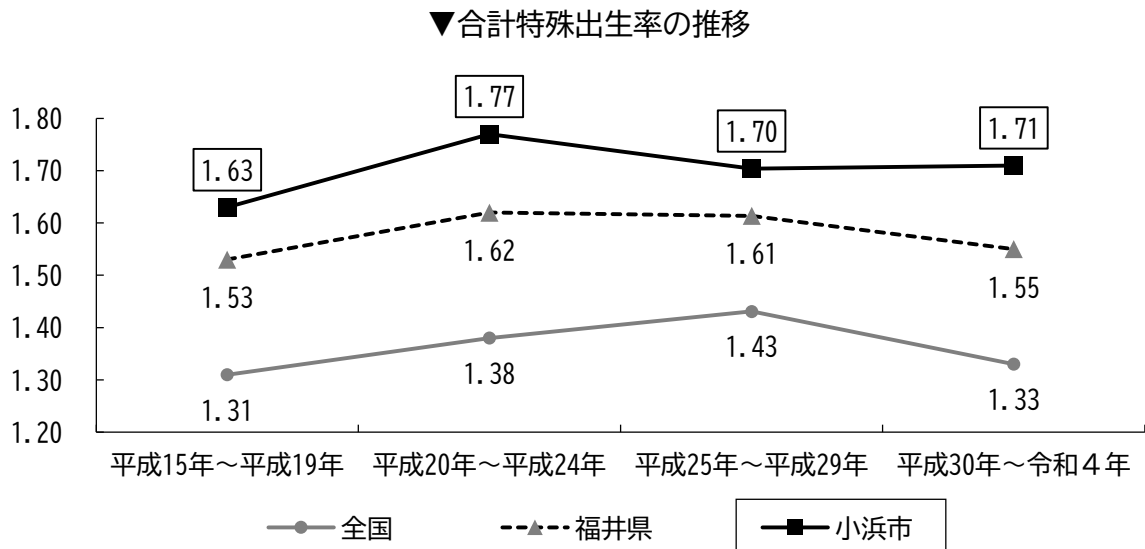
本市の母親の年齢別（5歳階級別）出生率の推移をみると、平成 30 年に比べて令和 4 年では 30～34 歳が減少している一方で、35～39 歳、40～44 歳の割合が増加し、晩産化していることがうかがえます。



資料：福井県衛生統計年報

③合計特殊出生率の推移

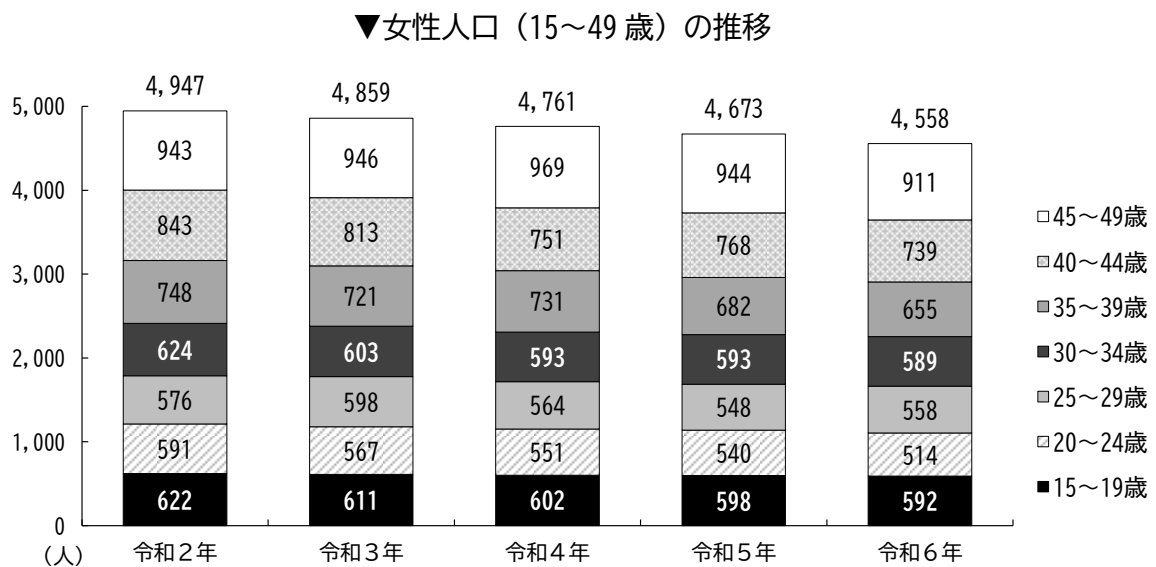
本市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかの平均）の推移をみると、国、県を上回って推移しており、平成30年～令和4年で1.71となっています。



資料：人口動態保健所・市町村別統計

④女性人口の推移

本市の合計特殊出生率の対象となる15～49歳の女性人口の推移をみると、令和2年の4,947人から令和6年の4,558人へと減少傾向で推移しており、今後の合計特殊出生率に影響があると考えられます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

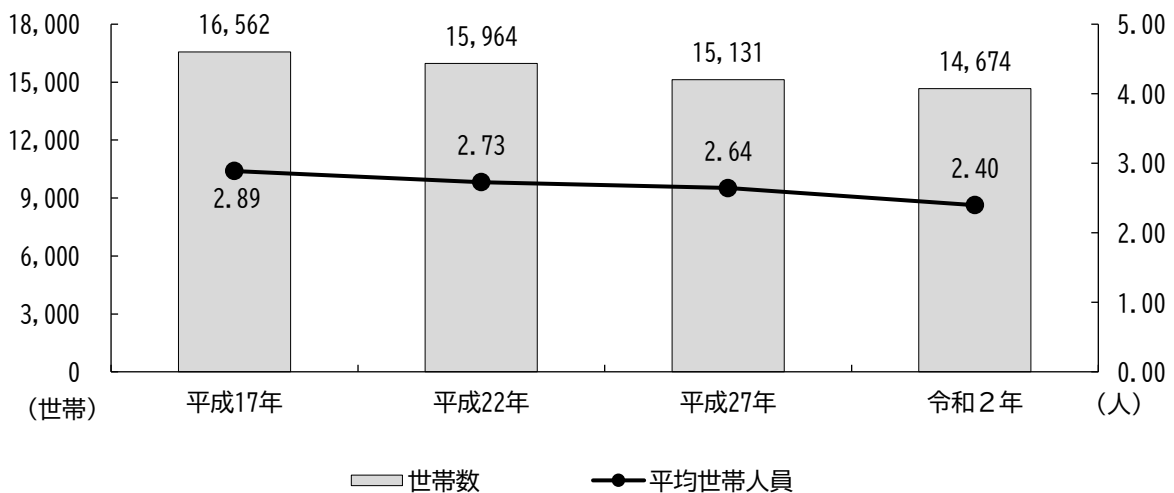
(3) 世帯の状況

①世帯数・平均世帯人員の状況

本市の世帯数をみると、平成17年の16,562世帯から減少傾向で推移し、令和2年には14,674世帯となっています。平均世帯人員は平成17年では1世帯あたり2.89人でしたが、核家族化や単独世帯等の増加による世帯の小規模化が進み、令和2年には1世帯あたり2.40人となっています。

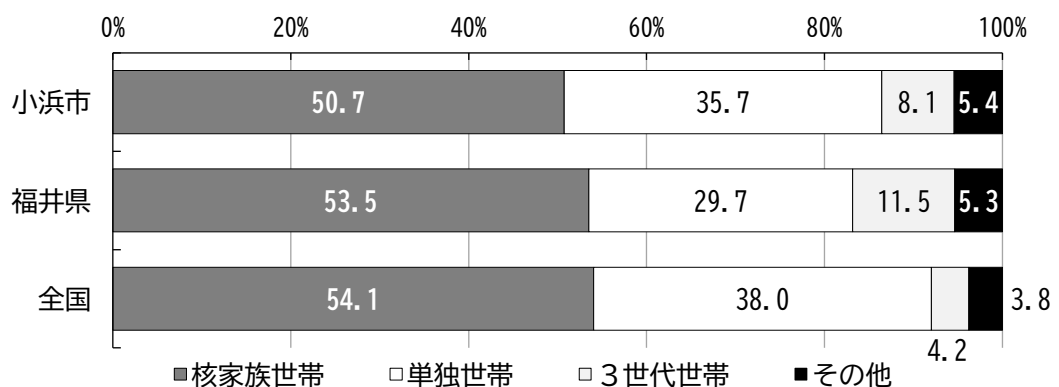
令和2年で世帯の家族類型をみると、国と比べて県と本市は3世代世帯の割合が多くなっていますが、県と本市を比べるとその割合は低くなっています。

▼世帯数の推移



資料：国勢調査

▼世帯の家族類型の比較

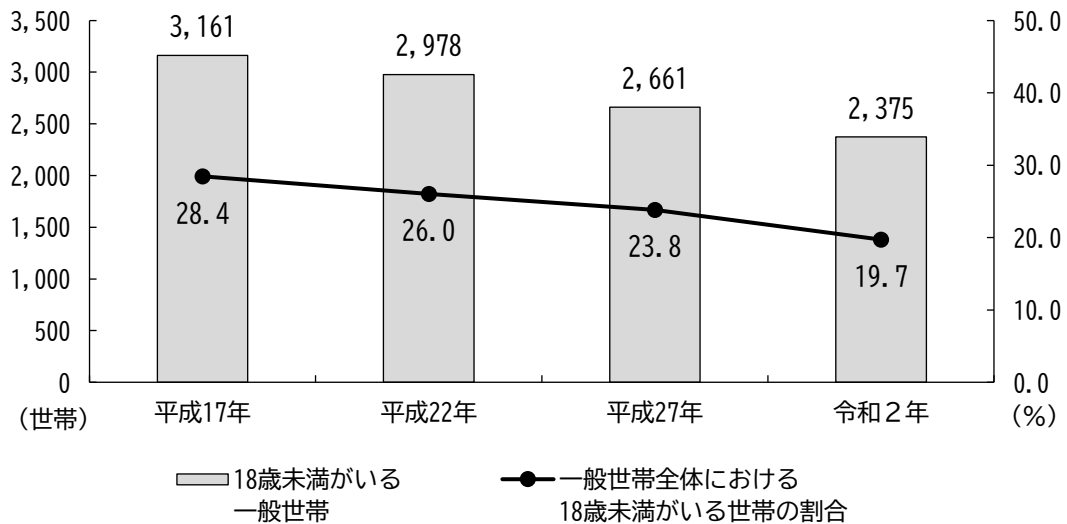


資料：令和2年国勢調査

②子どもがいる世帯の推移

本市の18歳未満がいる一般世帯は、平成17年の3,161世帯から減少傾向で推移し、令和2年には2,375世帯となっています。また、一般世帯全体における「18歳未満がいる世帯」の割合は、平成17年の28.4%から令和2年には19.7%に減少しています。

▼18歳未満の子どもがいる世帯の推移

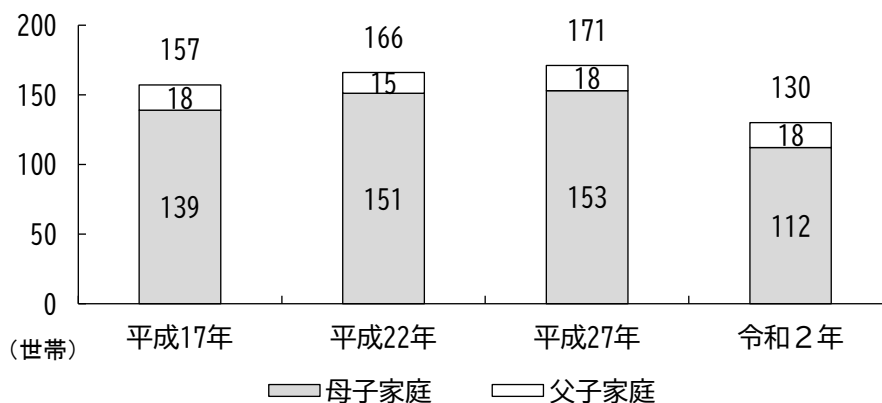


資料：国勢調査

③ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、平成27年まで増加傾向にありましたが、令和2年には減少して130世帯となっており、うち母子家庭112世帯、父子家庭は18世帯となっています。

▼ひとり親世帯の推移



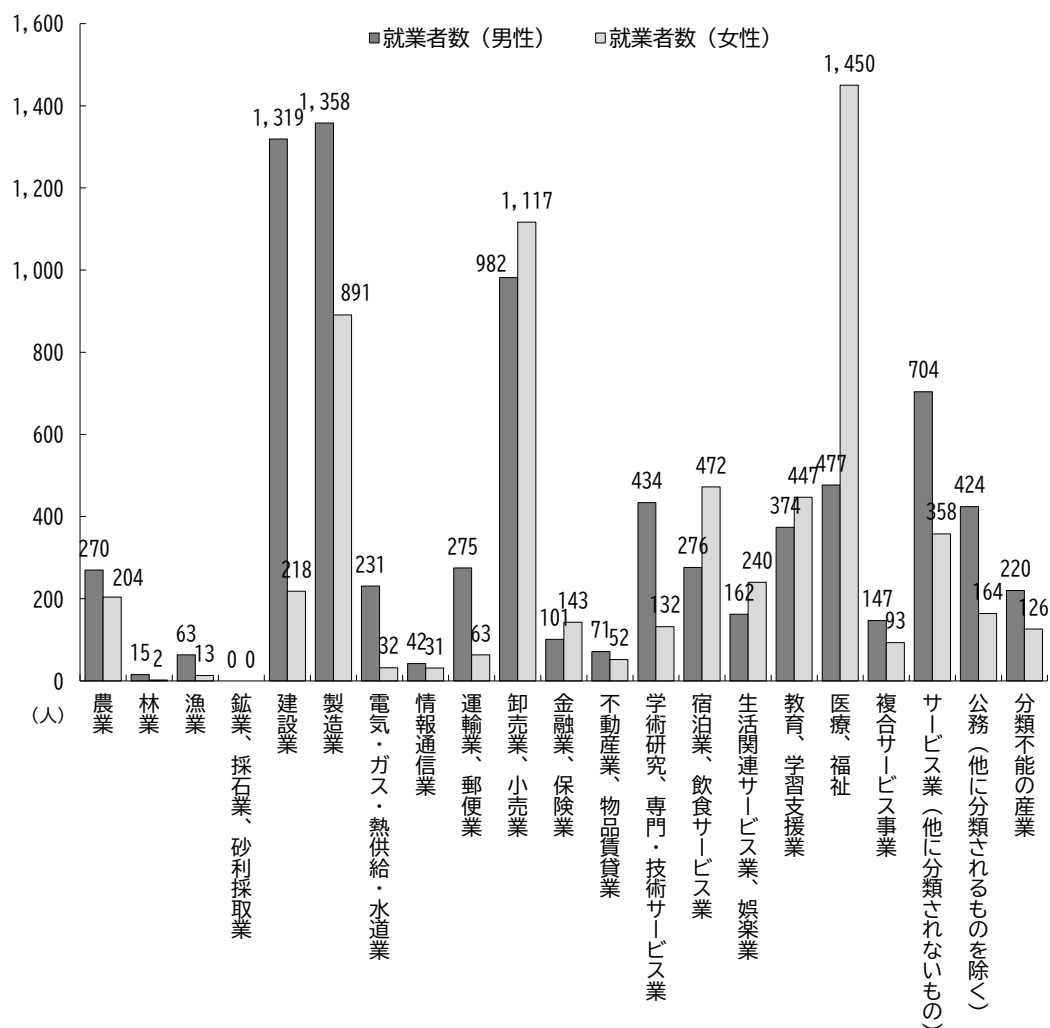
資料：国勢調査

(4) 就労の状況

①産業別の就労状況

本市の産業別の就労者をみると（令和2年国勢調査）、男性は「製造業」、「建設業」、「卸売業、小売業」の従事者が多く、女性は「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「製造業」の従事者が多くなっています。

▼産業別・男女別の就労状況

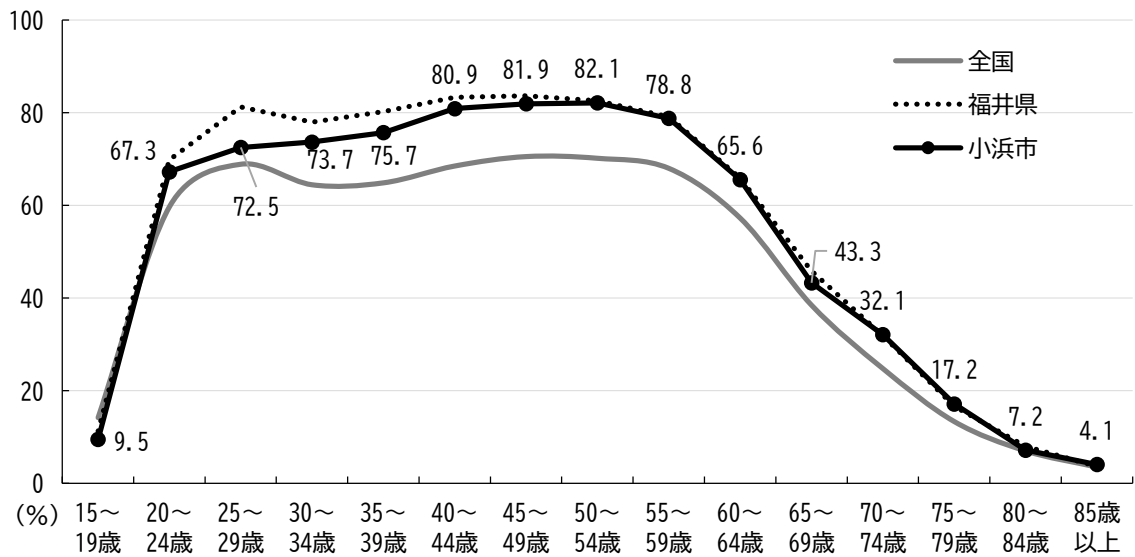


資料：令和2年国勢調査

②女性の労働力率

本市の年齢5歳階級別の女性の労働力率をみると、県を下回るものの全国より高い水準となっています。

▼女性の労働力率



資料：令和2年国勢調査

2. 市民ニーズの状況

(1) 調査の概要

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、市民の子育てに関する実態やニーズ等の把握を行うため3種類のアンケート調査を実施しました。

▼調査の概要

| | 就学前児童保護者対象アンケート | 小学校就学児保護者対象アンケート |
|------|--------------------|--------------------|
| 調査対象 | 小学校就学前児童の保護者 | 小学生児童の保護者 |
| 調査時期 | 令和6年3月 | 令和6年3月 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収、Webでの回答 | 郵送による配布・回収、Webでの回答 |
| 配布数 | 1,001 | 933 |
| 回答数 | 565（うちWeb回答319件） | 567（うちWeb回答316件） |
| 回収率 | 56.4% | 60.8% |

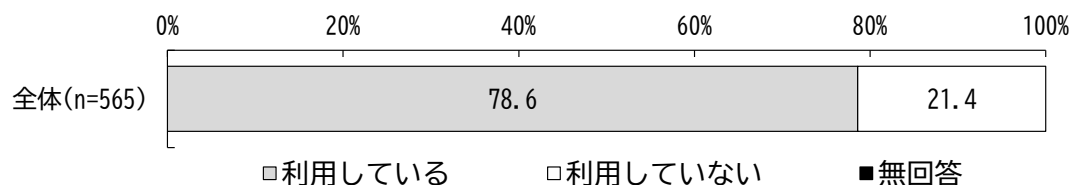
| | 妊婦対象アンケート |
|------|--------------------|
| 調査対象 | 現在妊娠中の方 |
| 調査時期 | 令和6年3月 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収、Webでの回答 |
| 配布数 | 66 |
| 回答数 | 46（うちWeb回答29件） |
| 回答率 | 69.7% |

(2) 調査結果の概要

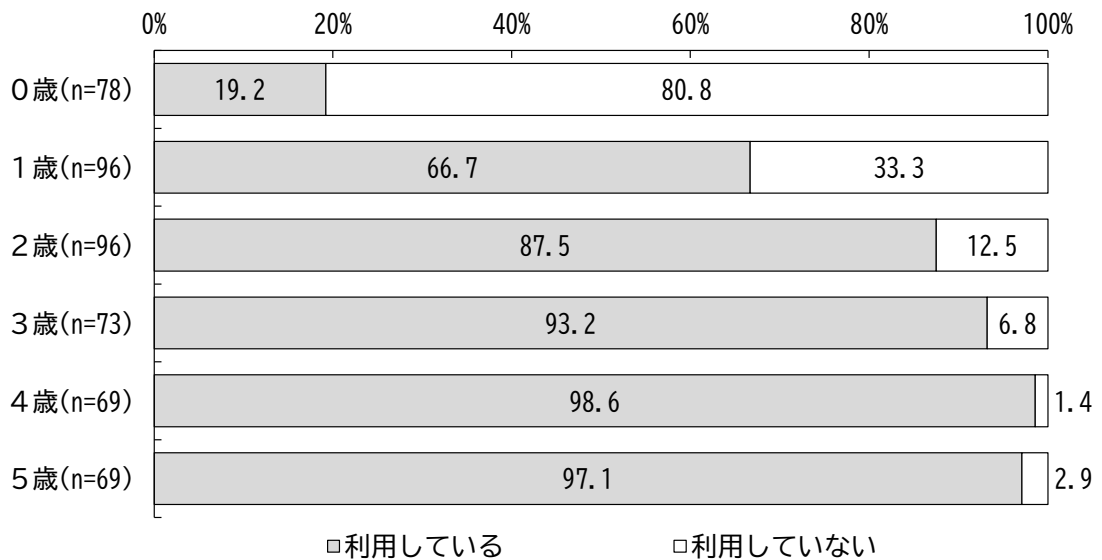
①定期的な教育・保育サービスの利用状況：就学前児童

- ◆定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は78.6%となっています。
- ◆「利用している」を年齢別で見ると、「0歳」では19.2%、1歳では66.7%、2歳では87.5%と増加し、3歳以上では9割を超えています。
- ◆利用している事業は「認可保育所」（56.8%）が最も多く、次いで「認定こども園」（35.6%）が続きます。

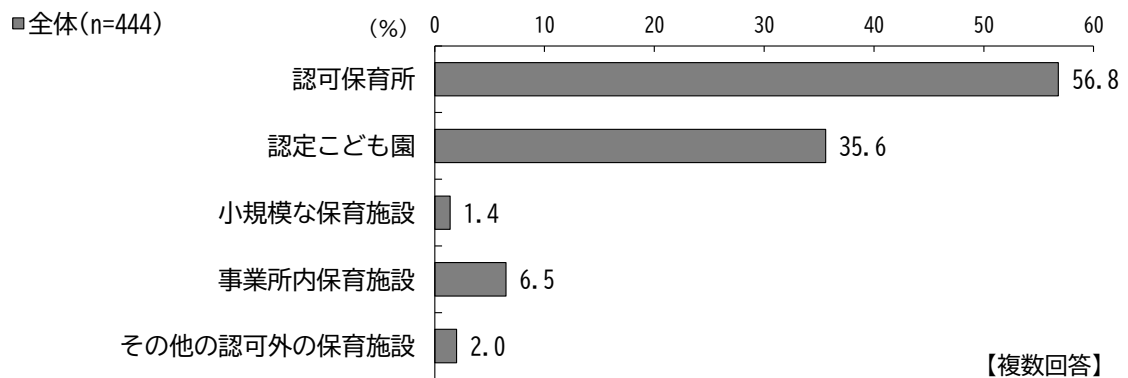
▼「定期的な」教育・保育サービスの利用状況：就学前児童



▼「定期的な」教育・保育サービスの利用状況（子どもの年齢別）：就学前児童



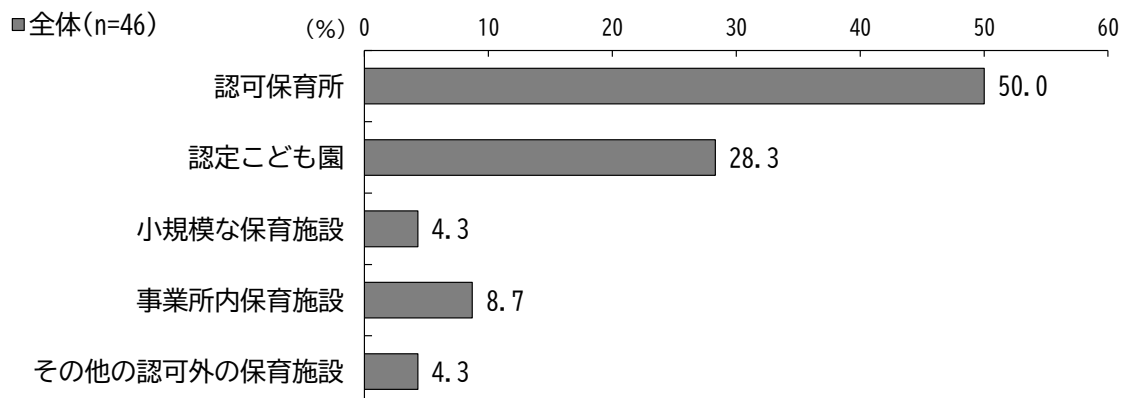
▼「定期的な」教育・保育サービスの利用状況：小学生児童



②利用したい教育・保育事業：妊婦調査

◆「認可保育所」が50.0%と半数を占め、「認定こども園」が28.3%で続きます。

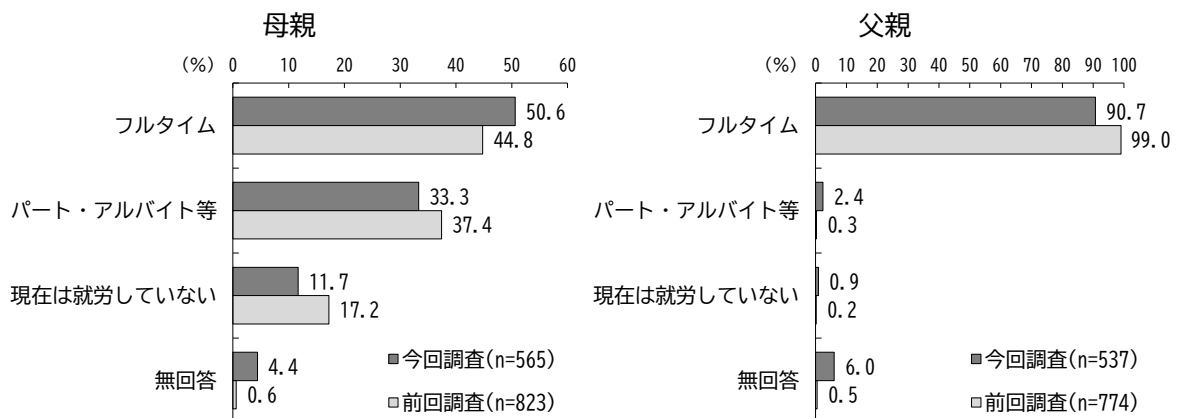
▼利用したい教育・保育事業：妊婦調査



③就労状況：就学前児童

- ◆母親は「フルタイム」が50.6%、「パート・アルバイト等」が33.3%となっており、これらをあわせた『就労している』が83.9%と8割を超えています。また、『就労している』は前回調査（82.2%）とほぼ同率となっています。
- ◆父親は「フルタイム」が90.7%と前回調査（99.0%）と同様に9割以上の多数を占めています。

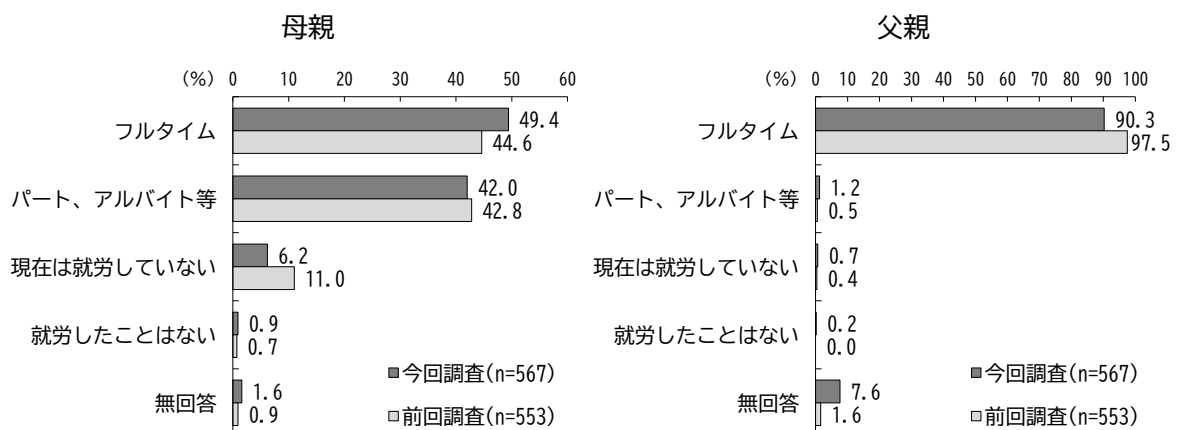
▼就労状況：就学前児童



④就労状況：小学生

- ◆母親は「フルタイム」が49.4%、「パート・アルバイト等」が42.0%となっており、これらをあわせた『就労している』が91.4%となっています。また、『就労している』は前回調査（87.4%）より約4ポイント増加しています。
- ◆父親は「フルタイム」が90.3%と前回調査（97.5%）と同様に多数を占めています。

▼就労状況：小学生児童

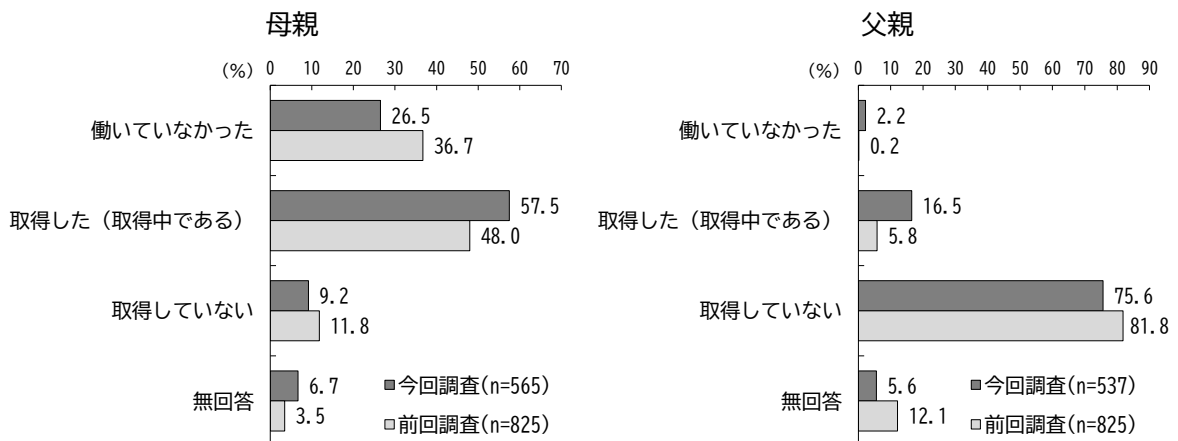


⑤育児休業の取得：就学前児童

◆母親では「取得した（取得中である）」が57.5%と前回調査（48.0%）より約10ポイント増加しています。

◆父親では「取得した（取得中である）」が16.5%と前回調査（5.8%）より約11ポイント増加しています。

▼育児休業の取得：就学前児童

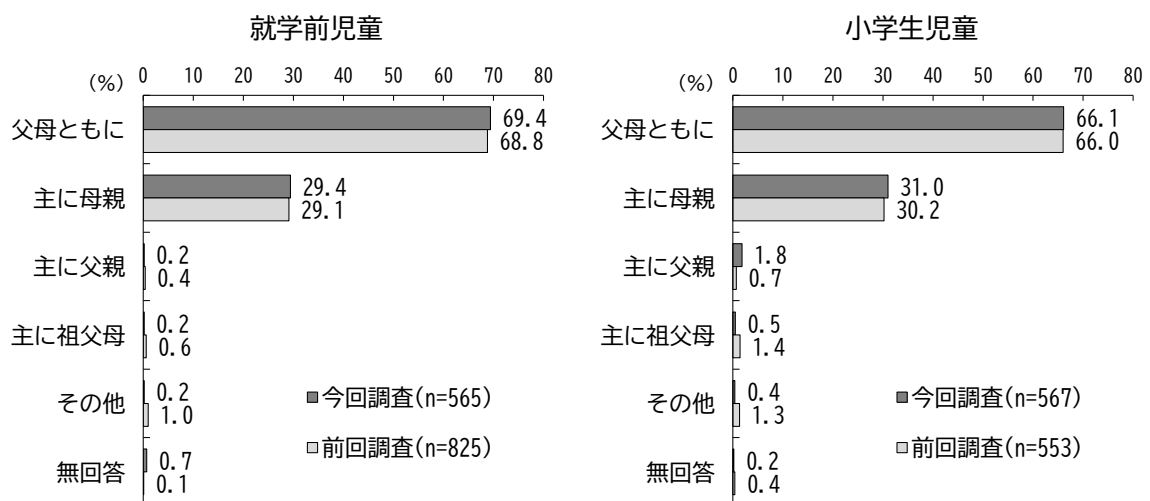


⑥子育てを主に行っている方

◆就学前児童、小学生児童ともに「父母ともに」が約7割を占め、「主に母親」が約3割で続きます。

◆「父母ともに」は前回調査とほぼ同率となっています。

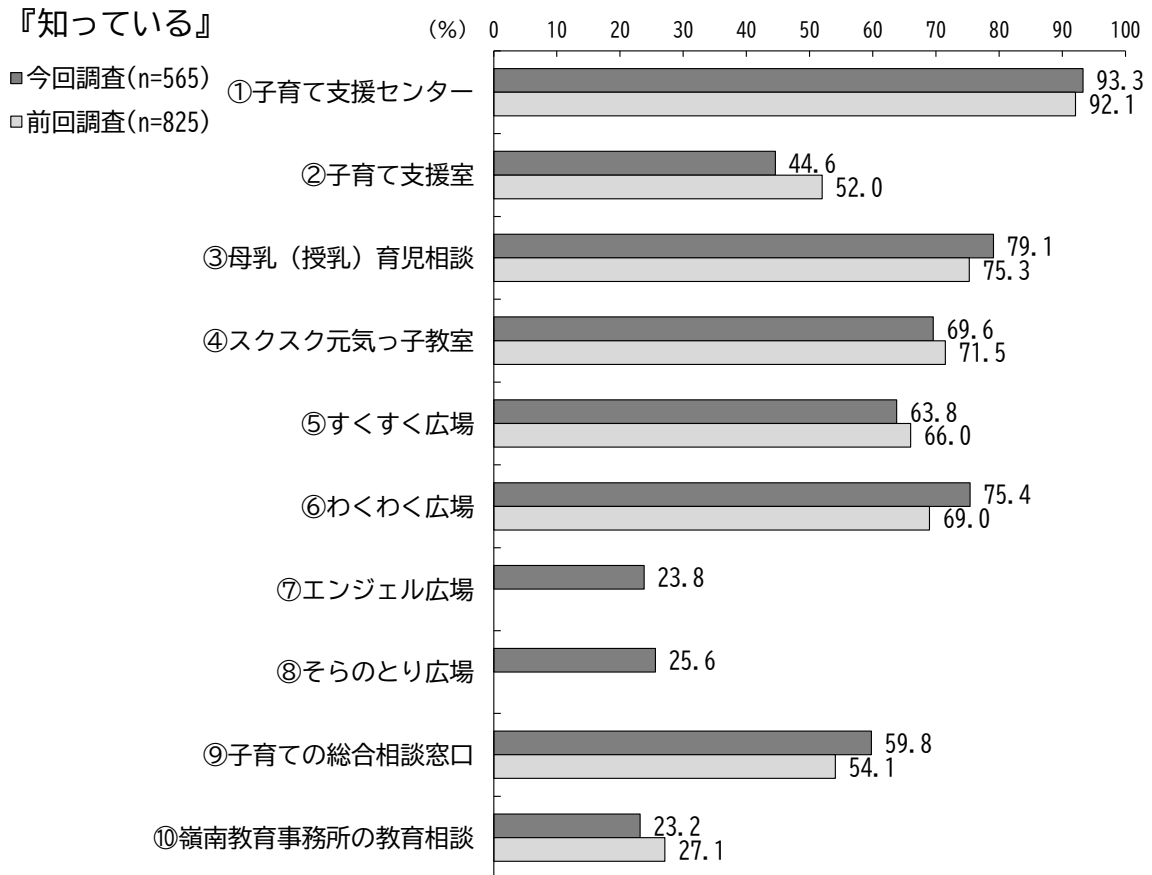
▼子育てを主に行っている方



⑦地域の子育て支援事業について（認知度）：就学前児童

◆『知っている』（「利用したことがある」と「聞いたことはあるが、利用したことはない」の合計）と回答した認知度の高い事業は「①子育て支援センター」（93.3%）、「③母乳（授乳）育児相談」（79.1%）、「⑥わくわく広場」（75.4%）などが上位となっています。

▼地域の子育て支援事業について（認知度）：就学前児童

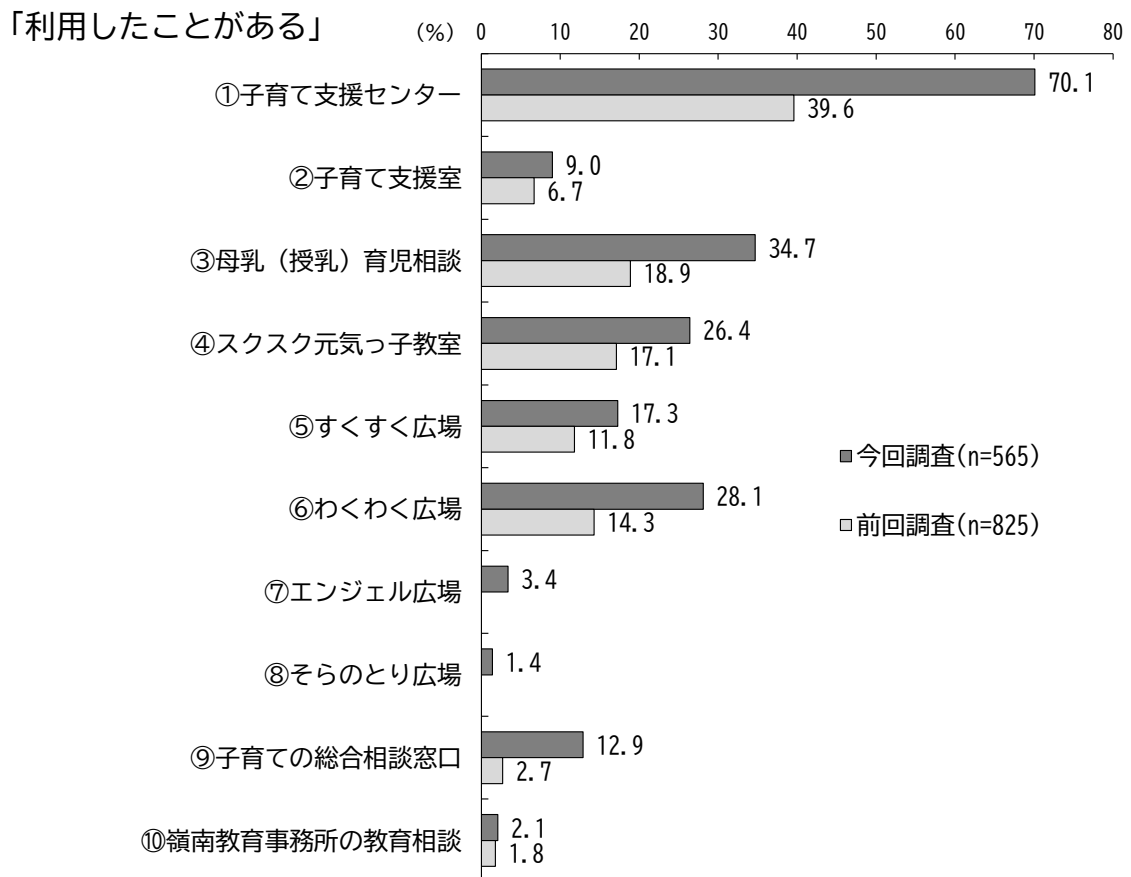


※今回調査の『知っている』は「利用したことがある」と「聞いたことはあるが、利用したことはない」の合計。
 前回調査は「知っているが利用していない」と「知っているが利用していない」の合計。⑦エンジェル広場、⑧そらのとり広場は今回調査からの追加項目。

⑧地域の子育て支援事業について（利用状況）：就学前児童

- ◆「利用したことがある」と回答した利用されている事業は「①子育て支援センター」（70.1%）、「③母乳（授乳）育児相談」（34.7%）、「⑥わくわく広場」（28.1%）などが上位となっています。
- ◆前回調査と比較すると、すべての事業で「利用している」と回答する割合が増加しており、「①子育て支援センター」では前回調査（39.6%）から約31ポイント増加しています。

▼地域の子育て支援事業について（利用状況）：就学前児童

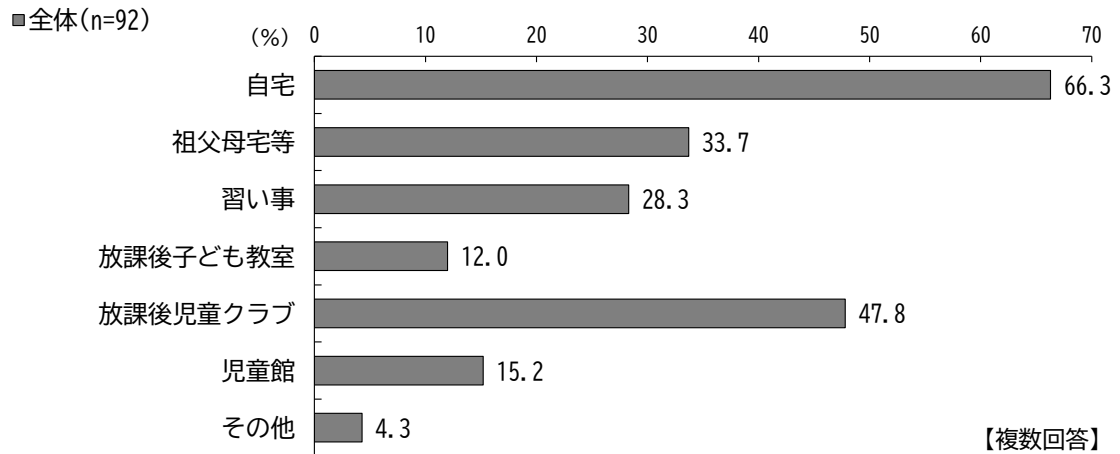


※⑦エンジェル広場、⑧そらのとり広場は今回調査からの追加項目。

⑨小学校就学後の放課後の過ごし方：就学前児童

◆「自宅」(66.3%)が最も多く、次いで「放課後児童クラブ」(47.8%)、「祖父母宅等」(33.7%)が続きます。

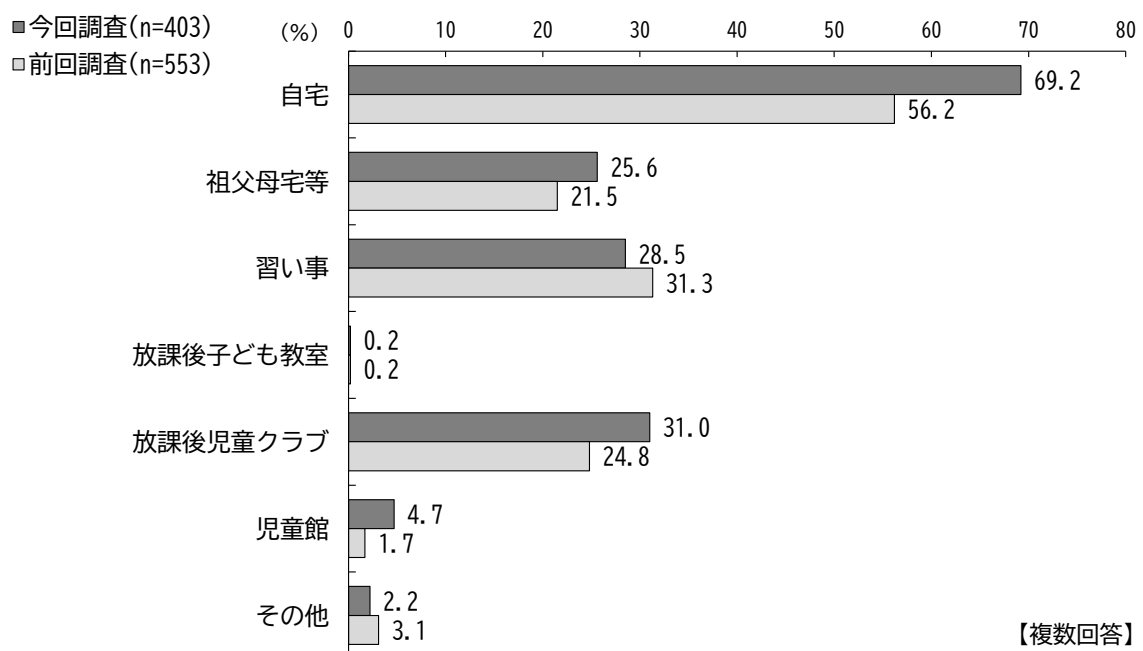
▼希望する小学校就学後の放課後の過ごし方：就学前児童



⑩放課後の過ごし方（低学年）：小学生児童

◆放課後の過ごし方は「自宅」(69.2%)が最も多く、次いで「放課後児童クラブ」(31.0%)、「習い事」(28.5%)が続きます。
 ◆「放課後児童クラブ」と回答する割合が前回調査(24.8%)より約6ポイント増加しています。

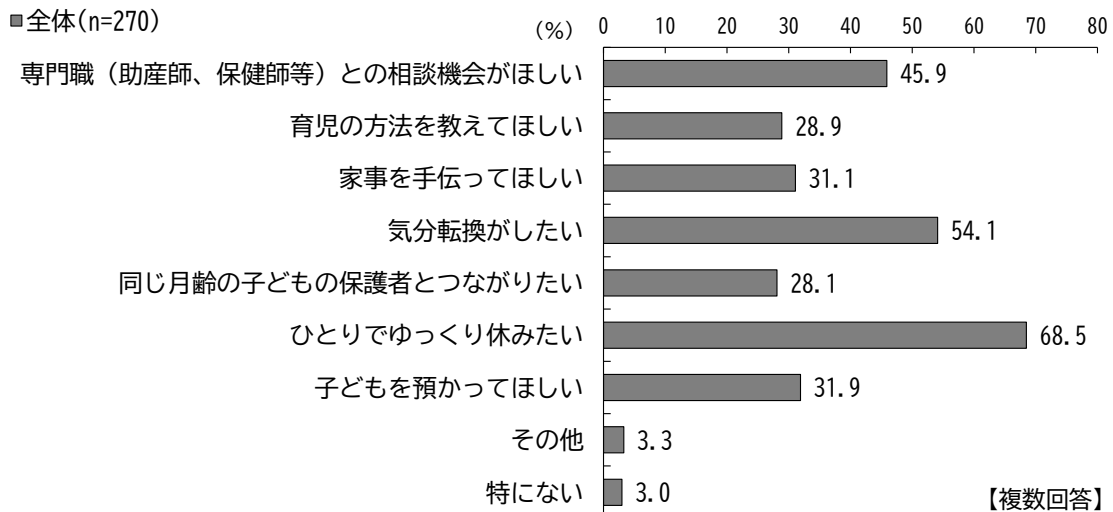
▼放課後の過ごし方（低学年）：小学生児童



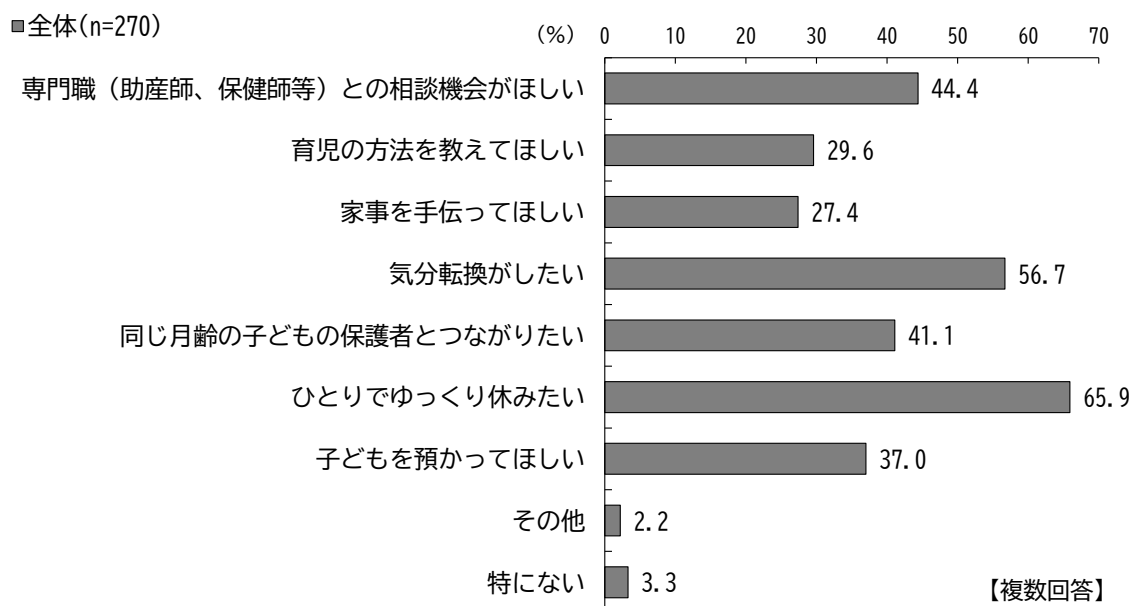
①産後に必要なサービスや支援：就学前児童

◆「ひとりでゆっくり休みたい」が最も多く、次いで「気分転換がしたい」、「専門職（助産師、保健師等）との相談機会がほしい」が続きます。

▼産後に必要なサービスや支援（①産後4か月まで）：就学前児童



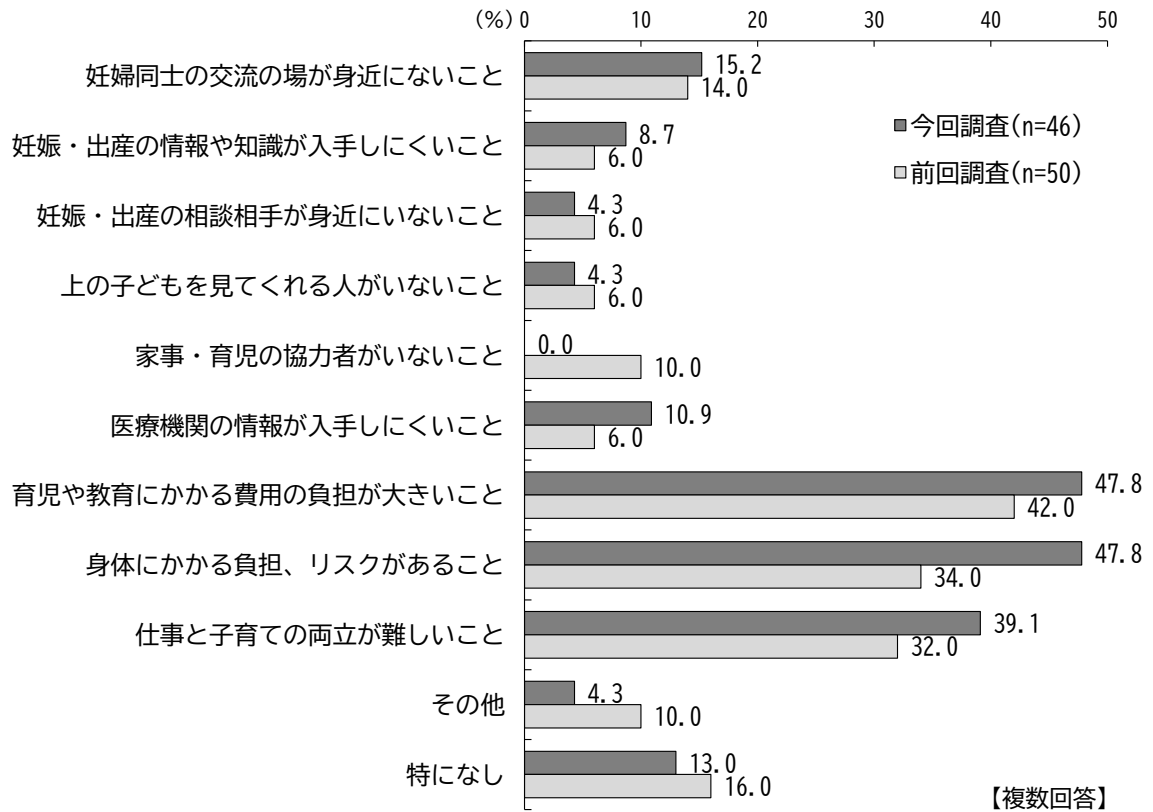
▼産後に必要なサービスや支援（②産後5か月～1年まで）：就学前児童



⑫妊娠や出産で不安なこと：妊婦調査

◆「育児や教育にかかる費用の負担が大きいこと」および「身体にかかる負担、リスクがあること」(同率 47.8%) が最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいこと」(39.1%) が続き、前回調査と同様の項目が上位を占めています。

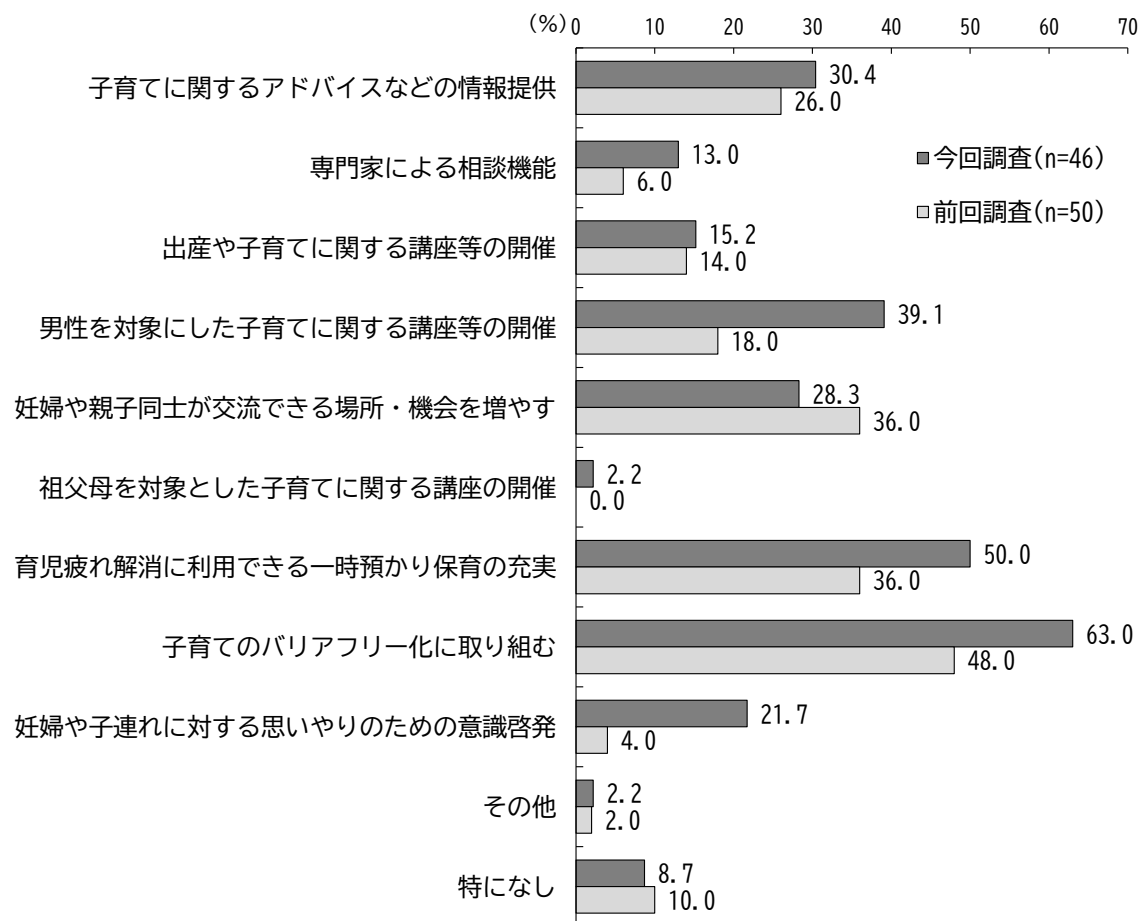
▼妊娠や出産で不安なこと：妊婦調査



⑬充実してほしい子育て支援サービス：妊婦調査

- ◆子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化に取り組む」(63.0%)が前回調査(48.0%)と同様に最も多く、次いで「育児疲れ解消に利用できる一時預かり保育の充実」(50.0%)、「男性を対象にした子育てに関する講座等の開催」(39.1%)、「子育てに関するアドバイスなどの情報提供」(30.4%)が続きます。
- ◆前回調査と比較して「子育てのバリアフリー化に取り組む」、「育児疲れ解消に利用できる一時預かり保育の充実」、「男性を対象にした子育てに関する講座等の開催」などの回答割合が増加しています。

▼充実してほしい子育て支援サービス：妊婦調査



3. 課題の整理

人口等の動向、アンケート調査結果、第2期計画での取組み等を踏まえ、第3期計画で対応すべき課題等を整理すると次のとおりとなります。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについて

妊娠期から子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制づくりを進めることが重要です。

本市では第2期計画において次の取組みを進め、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりを図ってきました。

○相談・支援体制の充実

- ・令和5年5月に完成した健康管理センターに、同センター機能に加え子ども家庭支援全般に係る業務を行う子ども家庭総合支援拠点部分を先行して移転し、相談体制を整え一部供用を開始しました。また、同年11月には地域子育て支援拠点の移設や一時預かり機能を新たに開設し、さらに民生部所管の相談関連部門を新・健康管理センター内に集約して、全館供用を開始しています。
- ・乳児期から、親同士の交流の場を企画し、保護者の子育てにおけるストレスや悩みの解消についての支援を実施しています。
- ・従来のスクスク元気っ子教室（乳児期）と遊びの教室すまいる（幼児期）を気軽に育児相談の場とするため、令和6年度から事前予約不要として実施しています。
- ・市内5か所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。
- ・保育参観・懇談会を実施（各園・各年齢ごとに実施）しています。

○母子保健の充実

- ・母子健康手帳交付時において、保健師による保健指導を行うとともに、妊婦健診・両親学級・相談などにより、妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産が迎えられるよう切れ目のない支援を実施しています。
- ・母子健康手帳交付時に支援が必要な妊婦へ、関係機関と連携を図りながら支援を実施しています。
- ・令和2年度から産後ケア事業を開始しています。
- ・令和6年度から母子健康手帳交付時に「塩分チェックシート」を活用した食事指導を実施しています。
- ・母子保健および健康づくりの充実の一環としてすこやか食育事業を実施しています。

今後も、気軽に相談ができる体制の充実や、子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるよう、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等の充実が必要です。

(2) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

近年、児童数は減少傾向で推移していますが、就労する母親、共働き家庭の児童数の増加により、保育ニーズ、放課後児童クラブへのニーズが年々高まっており、受け皿の確保が課題となっています。また、仕事と家庭の両立については、育児休業制度の普及が図られてきています。

本市では第2期計画において次の取組みを進め、保育ニーズへの対応を図ってきました。

○保育サービスの充実

- ・令和2年9月に聖ルカ幼稚園が幼保連携型認定こども園となり延長保育事業を開始し、令和5年4月には聖ルカ乳児保育園が定員を10名増員し、延長保育事業を開始するなど多様化する保護者のニーズにあわせた体制整備を進めてきました。
- ・令和2年9月に聖ルカ幼稚園、令和3年4月にそのとりこども園が幼保連携型認定こども園として開園し、幼稚部園児を対象とした一時預かり事業を開始しています。また、令和5年度に健康管理センター内に子育て支援センターを移設したことにあわせて、同支援センターに併設した未就園児を対象とした一時預かり所を令和5年12月から開設しています。
- ・令和6年4月に聖ルカ乳児ほいくえんが移転新築し、定員を20名増員して開園しました。
- ・市内の病児・病後児保育所（2か所）のほか、令和4年4月から広域連携により、おい町や高浜町の対象施設を利用することができるようになり、利用者の利便性向上に努めています。
- ・保育士に向けた教育・保育に関する各種研修の実施、幼児教育推進協議会の開催などにより保育士等の資質向上に努めています。
- ・保育園・認定こども園・小学校連絡会を開催し、連携の充実を図っています。

○放課後児童クラブの充実

- ・令和5年3月に西津児童クラブの施設改修が完了し、同年4月から定員を10名増員しています。
- ・令和6年3月に旧子育て支援センター跡地の施設改修が完了し、同年4月から今富児童クラブの定員を40名増員しています。

今後も、保護者が仕事をしながら充実した子育て期間を過ごすことができるよう、国の方針等への対応を踏まえ、保育サービスの充実を図り、希望する施設等や制度が利用できる環境づくりなど、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実するとともに、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを目指すために、事業所への啓発を行うことが必要です。

また、家庭内においては、男女が互いを尊重しながら仕事・家事・子育てに取り組むとともに、父親の家事・育児への参画促進を図っていくことが必要です。

(3) 地域における子育て支援の充実、子どもの居場所づくりについて

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、子どもが健全に成長していくためには、地域全体での子育て支援が不可欠です。また、子どもの居場所づくりが求められている中、安全・安心に過ごし、多様な体験等ができる場の確保が必要となっています。

本市では第2期計画において次の取組みを進め、地域における子ども・子育て支援の充実、子どもの居場所づくりを図ってきました。

○子どもの健全育成

- ・父親を中心としたふれあい遊びを子育て支援センターで土曜日に開催しています（お父さんとあそぼう）。
- ・子育て支援センターおよび認定こども園等の子育て支援拠点での保護者支援。各園で月1回企画活動（未就園児と保護者が来園）を開催。
- ・小浜市青少年健全育成協議会、小浜市子ども会育成連合会、小浜海洋少年団、小浜少年少女合唱団、コミュニティーセンターで実施するこども教室など様々な社会教育団体が活動し、学習や体験活動を通じて、子どもたちに学びの場を提供しています。
- ・青少年のネット非行や被害対策などのインターネットを安全に利用するための普及・啓発チラシの配布等を実施しています。また、児童の通学時の見守り活動等を行い、地域の子どもは地域で守るという意識が広がってきました。

○子どもの遊び場

- ・若狭総合公園内の芝生広場に、全天候型の子どもの遊び場キッズプレイパーク「なないろ」を建設し、令和6年5月に供用を開始しています。

今後も、子どもや子育て世代の居場所を創出し、親同士や地域とのつながりを育むとともに、住民、事業者、行政などが連携し、多方面から子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、子どもが健やかに成長し、親が子どもを育てる喜びを実感できる環境づくりが必要です。

(4) 支援が必要な子どもへの対応について

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに対する不安感や負担感が高まっており、全国的に相談件数などが増加傾向にあります。

本市では第2期計画において次の取組みを進め、支援が必要な子どもへの対応を図ってきました。

- ・要保護児童対策地域協議会の開催をはじめ、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を実施し、早期把握・対応に努めています。
- ・要保護、要支援を必要とする児童について、学校および保育園等から市や児童相談所への定期的な情報提供の場を設置しています。
- ・妊娠期から高齢期までの切れ目のない重層的な支援体制の整備を進めています。
- ・福井県家庭相談員連絡協議会を通して、児童相談所をはじめとした関係機関や県内各市町との連携強化などを図っています。
- ・令和4年度に虐待対応マニュアルを作成し、保育園等関係機関と共有しています。
- ・「ちちははサポートクラブ」を年3回開催し、若狭地区自閉症児者と家族の会（そよ風の会）や子どもの療育に悩みがある方に参加いただき、ピア（仲間）とのつながりから相談、助言を通して、不安の解消・地域交流を推し進めています。
- ・障がいのある児童に関して、ペアレントプログラムを年に7回開催し、子育てに悩んでいる保護者や家族の方を対象にしたプログラムを開催し、子どもを褒めるコツや関わり方を学ぶ支援を実施しています。
- ・母子および父子ならびに寡婦福祉法に基づき、子ども未来課内に「母子・父子自立支援員」を配置し、ひとり親家庭に対する総合的な相談窓口を設けています。また、各家庭の状況に応じた制度の周知を行っています。

今後も、子ども一人ひとりの最善の利益が尊重される地域社会をつくっていくことが必要です。また、発達に支援が必要な子どもの顕在化、子どもの貧困対策など、支援の必要な子どもを守る仕組みづくりが求められており、今後は、こうした支援が必要な子どもやその家庭に対し、健やかに成長することのできる環境をつくっていくことが必要です。

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念（案）

子どもは、家族のかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これからの社会を担う力として大きな存在です。

本市においては、第2期計画に基づき、こども家庭センターの開設による相談支援体制の充実をはじめ、各種保育サービス、放課後児童対策、子育て支援体制の充実に努めてきました。

しかし、本市においては、人口減少とともに、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などの要因により、子どもを持つ親の拠り所となる場が少なくなっています。

このため、子どもを産みやすい環境づくりを進めるとともに、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる地域づくりがこれまで以上に求められています。

また、こどもの権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」の実現が求められる中、子どもたちが自分の能力を生かし、希望を叶えられる社会をつくることは、未来の担い手を育てることにもつながります。

第3期計画では、本市の保育理念や本市の保育が目指す子どもの姿とも連動した、心も体も健やかで、豊かな感性をもったおばまっ子の育みを目指し、子育てにかかわる親、家庭、地域、行政などが協力して子育てを支援する環境づくりに向け、総合的な取組みを推進していきます。

基本理念案

子どもが健やかにすくすく育つまち おばま

～心も体も健やかで、豊かな感性をもったおばまっ子を育む～

2. 基本目標（案）

基本理念に基づき、第3期計画において取り組んでいくべき、施策展開の基本的な目標は次のとおりとなります。

基本目標1 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の充実

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や、子育てに関する情報発信の充実を図ります。また、母親が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを支援します。

基本目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

利用者のニーズに応じた各種保育サービスの充実など、安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。また、事業所への啓発など働きやすい環境づくりや子育てにおける男女共同参画の促進を図ります。さらに、子育てにあたっての経済的な負担の軽減に努めます。

基本目標3 子どもの育ちを支援する環境づくり

子どもが放課後などにおいて、安全・安心に過ごし、多様な体験等ができるよう、放課後の子どもの居場所づくりを進めます。また、地域において子どもを持つ親同士が交流できる機会の充実を図るとともに、就学前におけるさらなる教育の充実や子どもが健やかに成長することができる環境づくりに取り組みます。

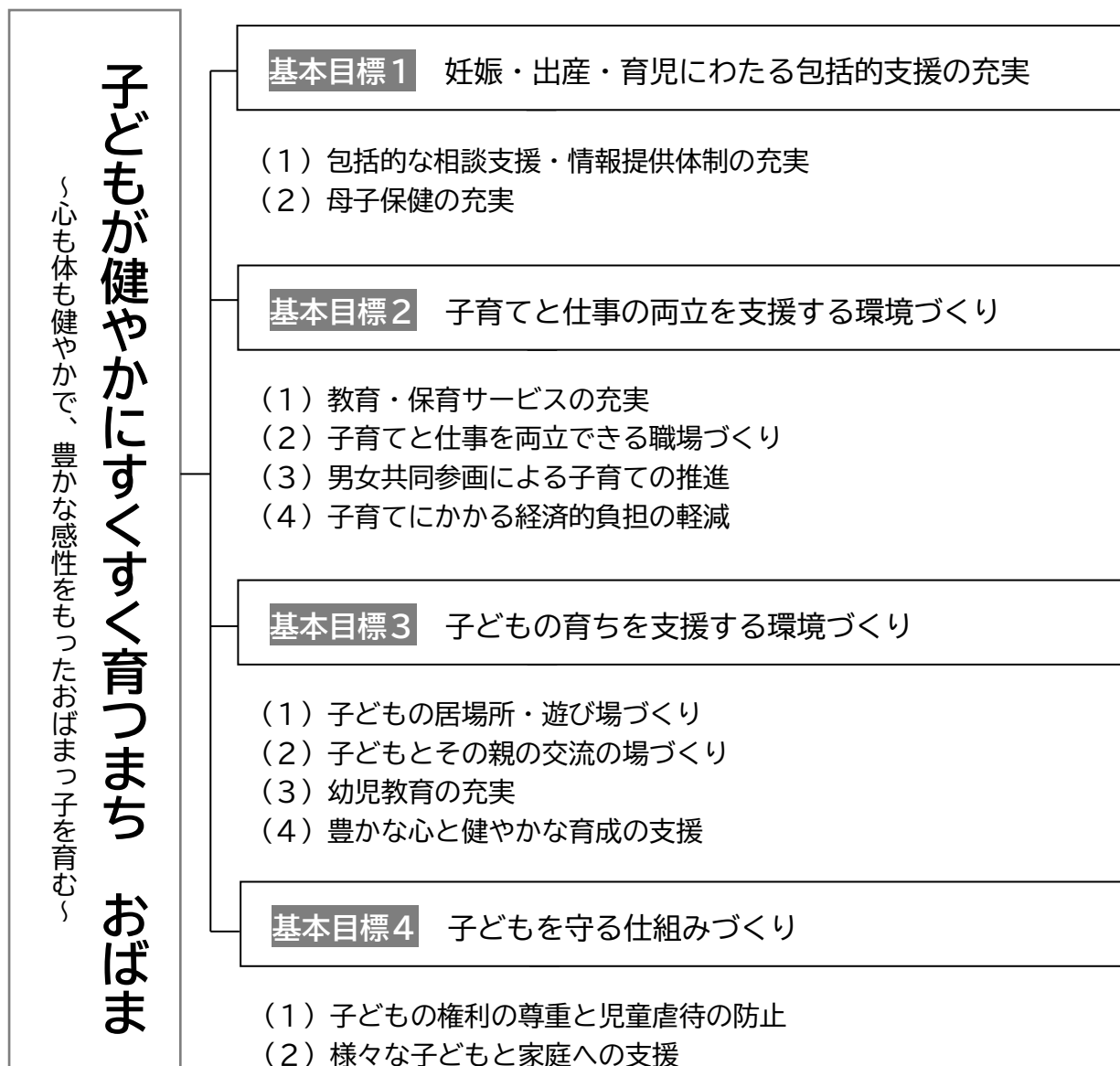
基本目標4 子どもを守る仕組みづくり

子ども一人ひとりの権利が尊重され、健やかな育ちへの支援が必要な子どもや家庭をサポートし、子どもを守る仕組みづくりに努めます。

3. 施策体系（案）

基本理念（案）

基本目標と施策の方向（案）



第4章 施策の展開

基本目標1 妊娠・出産・育児にわたる包括的支援の充実

(1) 包括的な相談支援・情報提供体制の充実

| 具体的施策 | 内容 |
|----------------|---|
| ①包括的な相談支援体制の充実 | ○児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した「こども家庭センター」における包括的な相談支援体制の充実を図ります。 ○複合的な困難を抱える方への重層的支援体制の充実を図ります。 |
| ②情報提供体制の充実 | ○広報紙、ホームページやSNSなど様々なツールを活用した情報提供体制の充実を図ります。 |

(2) 母子保健の充実

| 具体的施策 | 内容 |
|------------------|--|
| ①妊娠・周産期の母親の健康づくり | ○妊娠中の母親の健康づくりとしてプレパパ&プレママ講座や妊婦健康診査を実施するとともに、安心して出産を迎えることができるよう、保健師等が面談を行い妊娠初期から継続した支援を行います。 |
| ②産後ケアの充実 | ○希望する産婦が利用できるよう制度の周知を図るとともに、産後の心身の疲れ、育児不安等の軽減を図れるよう支援の充実を図ります。 |
| ③子どもの健康づくり | ○乳幼児期の子どもの健康管理を図るとともに、発育・発達を確認するため、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、歯科健診などの充実に努めます。 ○健診後のフォロー体制の充実に努めるとともに、各種健診の受診を促進します。 ○子どもが健康的な生活習慣を身につけられるよう、乳幼児健診時等において子どもの成長にあわせた食事、睡眠、遊び等の指導・啓発を行います。 |
| ④食育の推進 | ○子育て期の保護者に対して、子どもの成長・発達に必要な栄養が摂取できる食事について指導啓発をするとともに、食を通じた家庭内のコミュニケーションや健康についての意識の向上を図ります。 ○保育園等における適塩・野菜摂取増加を意識した献立や（おやつを含む）の立案、生活習慣の普及を図ります。 |
| ⑤メンタルケアの充実 | ○子育て期の保護者に対して、子どもの脳の発達に伴う情緒の成長についての理解を促すとともに、保護者の子育てにおけるストレスや悩みの解消のため、各種事業を通じて相談を行うとともに親同士の交流を支援し、こころのケアの充実を図ります。 |

基本目標 2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

(1) 教育・保育サービスの充実

| 具体的施策 | 内容 |
|---------------------------|---|
| ①就学前の教育・保育の確保・充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○就学前の教育・保育が確保できるよう、保護者の状況に応じた受け皿の整備・充実に努めます。 ○発達段階に応じた質の高い教育・保育が保育園等で提供されるよう保育内容の充実に努めます。 ○市立保育園の統廃合および民営化について取り組みます。 |
| ②延長保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育事業の充実に努めます。 |
| ③一時預かり事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時や短期間の就労などの理由によって一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に努めます。 |
| ④病児・病後児保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○病氣中や病氣回復期にあつて、集団保育が困難な子どもを預かる病児・病後児保育事業の周知・充実に努めます。 |
| ⑤乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者の就労の有無や理由を問わず、0～2歳児の未就園児が時間単位で保育園等を利用できる制度として創設された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和8年度からの実施に向けて取り組みます。 |

(2) 子育てと仕事を両立できる職場づくり

| 具体的施策 | 内容 |
|----------------|---|
| ①働きやすい環境づくりの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○仕事と家庭との両立支援制度の普及促進等、労働環境の整備について啓発を行います。 ○関係機関と連携しながら、育児休業制度など国の各種制度等の周知を図るなど、企業における子育て支援に配慮した企業活動への働きかけを行います。 |

(3) 男女共同参画による子育ての推進

| 具体的施策 | 内容 |
|------------------|---|
| ①家庭生活での男女共同参画の推進 | ○性別にかかわらず、誰もが協力して家事や子育て、家庭生活と仕事の両立を推進するための啓発を行います。 |
| ②父親の子育て参加促進 | ○父親を対象にした子どもとのふれあい活動を実施し、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに取り組みます。 |

(4) 子育てにかかる経済的負担の軽減

| 具体的施策 | 内容 |
|--------------------|---|
| ①妊娠・出産に関する経済的負担の軽減 | ○子どもを持つことを希望する人への経済的な支援に努めます。 ○出産育児一時金、出産・子育て応援金の支給など出産時の経済的負担の軽減を図ります。 |
| ②子育て家庭への経済的支援 | ○子ども医療費の助成、保育園等における第2子以降の保育料の無償化、支援が必要な家庭への各種利用料の減免等、子どもを持つ家庭の経済的な負担の軽減を図ります。 |

基本目標3 子どもの育ちを支援する環境づくり

(1) 子どもの居場所・遊び場づくり

| 具体的施策 | 内容 |
|------------------|--|
| ①放課後児童クラブの充実 | ○放課後児童クラブの事業内容を充実させるとともに、支援員等の資質向上を図り、昼間保護者がいない家庭の子どもが健全に過ごせる放課後の居場所づくりを推進します。 |
| ②子どもを対象とした教室等の充実 | ○学校や放課後児童クラブ、コミュニティーセンター等と連携しながら、子どもを対象とした各種教室の充実を図り、子どもの安全な居場所づくりを推進します。 |
| ③多様な子どもの居場所づくり | ○子育て支援センターや子どもの遊び場のほか、市内での子育て世代の居場所づくりを検討します。 |

(2) 子どもとその親の交流の場づくり

| 具体的施策 | 内容 |
|-----------------------|--|
| ①地域子育て支援拠点事業の充実 | ○乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所の周知と充実を図ります。 |
| ②地域での子育てピア（仲間）サポートの推進 | ○地域における子育てや健康づくりに関するサークルづくりやその活動を支援し、情報提供や地域交流を図ります。 |

(3) 幼児教育の充実

| 具体的施策 | 内容 |
|------------------------|---|
| ①幼児教育の充実 | ○保育園等において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活の中で身につけ、人間形成の基礎を培っていきけるよう、2つの保育を中心に取り組んでいきます。 ①豊かな自然体験・・身近な自然に触れ、感動する体験や遊びを通して、豊かな感性を育て、好奇心、思考力、表現力の基礎を培います。 ②楽しい運動遊び・・身体を動かして遊ぶことを通して、遊ぶ面白さや楽しさや心地よさを感じ、健康でたくましい身体と心を育てます。 |
| ②保育士等の資質向上 | ○保育士等の資質向上のため、教育・保育に関する研修等に積極的に参加を促します。 |
| ③保育園・認定こども園、小学校との連携の充実 | ○小浜市幼児教育推進協議会が中心となって、保幼小の連絡会（春・秋）を行い、話し合い、情報共有する中で、就学前の子どもがスムーズに小学校へ移行できるようにします。 |

| 具体的施策 | 内容 |
|---------------|---|
| | ○保育園等での学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい小学校生活を創り出していくために、スタートカリキュラムを作成し、幼児教育から小学校生活への円滑な接続を図ります。 |
| ④家庭における教育力の向上 | ○幼児教育に関する悩み事相談や保護者間の情報交換、交流活動、講演会の開催等を通じて保護者の役割と責任について認識を深め、家庭における教育力の向上に努めます。 |

(4) 豊かな心と健やかな育成の支援

| 具体的施策 | 内容 |
|-------------------|---|
| ①青少年の健全育成と犯罪被害の防止 | ○青少年を取り巻くインターネット環境の現状の把握や、青少年が安全、安心して利用するための方法等の啓発活動に取り組み、青少年の健全育成と犯罪被害の防止に努めます |
| ②学習活動や体験活動の充実 | ○地域や各種団体との連携を図りながら、学習活動や体験活動を実施し、社会性、自主性、創造性等の人間性を育む学習機会の充実を図ります。 |

基本目標4 子どもを守る仕組みづくり

(1) 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止

| 具体的施策 | 内容 |
|-------------------|--|
| ①子どもの権利などの啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利を尊重する意識づくりを図り、人権に関する情報提供と啓発に努めます。 ○人権に関する学習機会の提供や講演会等の開催に努めます。 |
| ②児童虐待防止の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターを拠点に、より具体的な育児に関する指導や養育者の精神的サポートを行います。 ○虐待の未然防止、早期発見のために市民や医療機関、団体、地域等に対して、情報提供等と呼び掛ける啓発を行います。 ○児童虐待防止に関する研修や講演会、施設見学を行い、情報の共有や知識や技術の獲得に努めます。 |
| ③児童虐待防止体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○虐待の予防や早期発見、情報交換のための関係機関との連携を目的とした要保護児童対策地域協議会活動の充実を図ります。 ○様々な問題が重なり合う複雑な家庭環境の児童の効率的・効果的な支援につなげていくため、重層的支援体制の整備を図ります。 ○福井県家庭相談員連絡協議会を通して、児童相談所をはじめとした関係機関や県内各市町との連携の強化を図ります。 |

(2) 様々な子どもと家庭への支援

| 具体的施策 | 内容 |
|--------------|---|
| ①ひとり親家庭等への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実を図ります。 ○ひとり親家庭が自立できるよう、児童扶養手当の支給や生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施します。 ○国や県、市における支援が必要な家庭向けの各種制度等について、確実な周知・啓発に努めます。 |
| ②障がい児施策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がい者（児）福祉計画などと連携しながら、障がいのある児童およびその家族への支援を推進します。 |

第5章 計画における量の見込み・確保の方策

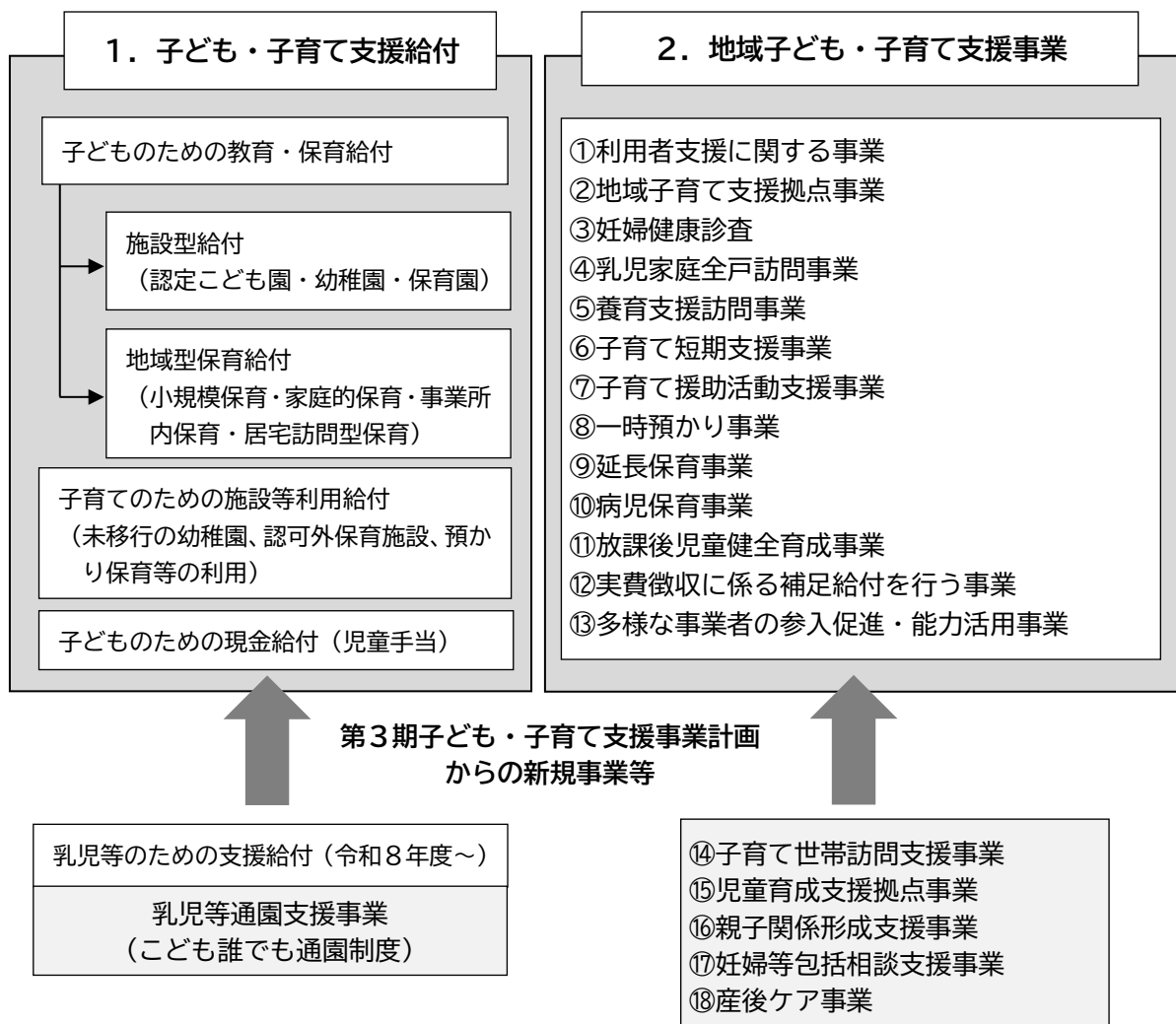
1. 子ども・子育て支援事業等について

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は国が示す基本指針に即して、市の教育・保育提供地域ごとの各年度における特定教育・保育施設および特定地域型保育事業ならびに地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みならびに提供体制の確保の内容およびその実施時期を定めることとされています。

(1) 第3期計画における給付・事業について

児童福祉法等の一部改正を踏まえて、第3期子ども・子育て支援事業計画では、記載事項として6事業が追加されました。これに伴い、子ども・子育て支援事業計画を策定するために国が示す基本指針や量の見込みの算出方法等を示す手引きを踏まえ、対象事業について、量の見込みや確保量を記載し、計画的に整備していく必要があります。

▼第3期計画における給付・事業について



(2) 教育・保育提供区域の設定

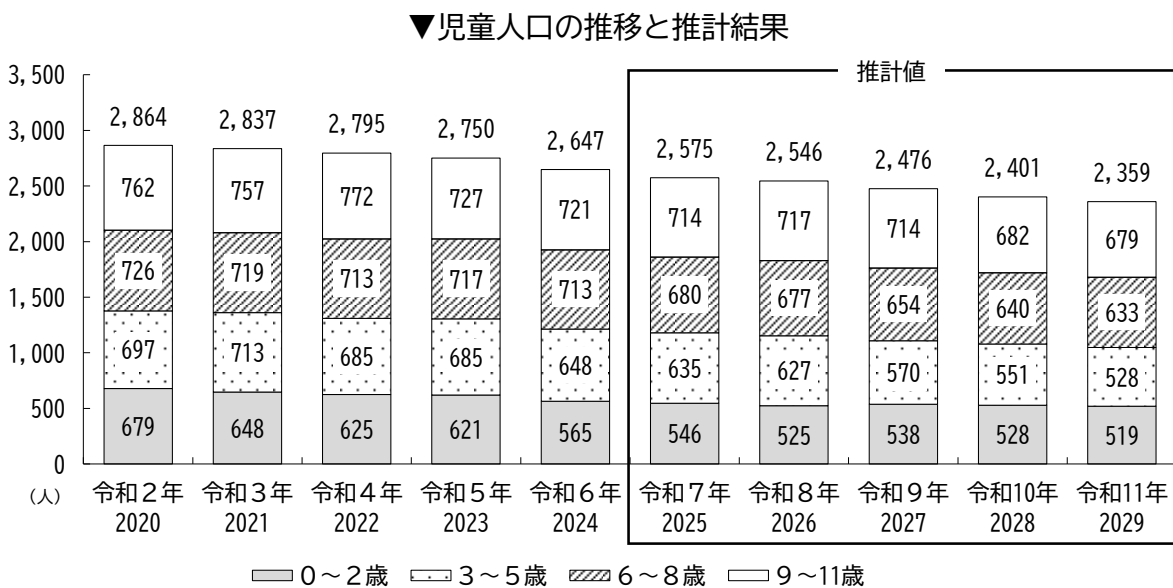
子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが定められています。

本市においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応でき、利用者の細かなニーズに対応できることから、第 2 期計画に引き続き全市 1 区域として設定します。

(3) 児童人口の推計

本市の小学生までの児童人口（0～11 歳）の推移をみると、令和 2 年の 2,864 人から令和 6 年の 2,647 人へと減少しています。

過去の人口動向から推計される将来の児童人口は、減少傾向で推移することが予測され、第 3 期計画の目標年である令和 11 年には 2,359 人となることが見込まれます。



資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）。推計値はコーホート変化率法による推計。

2. 子ども・子育て支援給付について

(1) 子どものための教育・保育給付

【事業内容】

子どものための教育・保育給付には、施設型給付である認定こども園・保育園と、地域型保育給付である小規模保育・事業所内保育があり、教育・保育サービスを提供しています。

①子ども・子育て支援給付における子どもの認定区分について

子どものための教育・保育給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

▼認定区分

| 支給認定区分 | | 対象となる子ども | 利用できる主な施設・事業 |
|-------------|------|------------------------------------|----------------------------|
| 教育・ 保育給付 | 1号認定 | 認定こども園のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども | 認定こども園 |
| | 2号認定 | 満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども | 認可保育園 認定こども園 |
| | 3号認定 | 満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども | 認可保育園 認定こども園 地域型保育事業 |

②子ども・子育て支援給付における子どもの認定基準について

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

▼認定基準

■保育を必要とする事由

就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護等

■保育時間

①主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」

②主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

【現状】

令和2年度以降、1号認定をはじめ各認定区分では、おおむね計画値の範囲内で実績値が推移しています。

一方、入園率の推移という観点では、3号認定の0歳児については、育児休業などの休暇制度の普及により、入園希望が急激に増加しており、対応できる施設の受入限度に近づく状況が続いています。このため、令和4年4月に既存施設の定員の見直しを行い、さらに、令和6年4月に聖ルカ乳児はいくえんの新築移転にあわせ、定員の増員を図り、高まる保育ニーズに対応してきました。

【量の見込みと確保内容】

■ 1号認定（認定こども園のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども）

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
|-----------|-----------|-------------|-------|-------|--------|--------|----|
| ①量の見込み（人） | | 33 | 33 | 30 | 29 | 28 | |
| ②確保内容 | 特定教育・保育施設 | 市内（認定こども園） | 33 | 33 | 30 | 29 | 28 |
| | | 市外（認定こども園等） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 33 | 33 | 30 | 29 | 28 |
| | 合計 | 33 | 33 | 30 | 29 | 28 | |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

▼ 1号認定の利用実績

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者（人） | 48 | 41 | 36 | 36 | 47 |

※令和6年度は見込み。

■ 2号認定（満3歳以上で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|---------------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人） | | | 600 | 592 | 538 | 520 | 499 |
| ②確保内容 | 特定教育・ 保育施設 | 市内（保育園等） | 593 | 585 | 531 | 514 | 493 |
| | | 市外（保育園等） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 593 | 585 | 531 | 514 | 493 |
| | 特定地域型保育事業 | | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| | その他 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | | 600 | 592 | 538 | 520 | 499 |
| ②-① | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

▼ 2号認定の利用実績

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者（人） | 656 | 669 | 651 | 677 | 604 |

※令和6年度は見込み。

■ 3号認定（満3歳未満で保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な子ども）

【0歳児】

| | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|---------------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人） | | | 101 | 102 | 102 | 102 | 103 |
| ②確保内容 | 特定教育・ 保育施設 | 市内（保育園等） | 87 | 88 | 88 | 88 | 89 |
| | | 市外（保育園等） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 87 | 88 | 88 | 88 | 89 |
| | 特定地域型保育事業 | | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | その他 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | | 101 | 102 | 102 | 102 | 103 |
| ②-① | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

▼ 3号認定（0歳）の利用実績

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者（人） | 79 | 91 | 99 | 112 | 94 |

※令和6年度は見込み。

【1・2歳児】

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
|-----------|---------------|----------|-------|-------|--------|--------|-----|
| ①量の見込み（人） | | 295 | 285 | 302 | 299 | 297 | |
| ②確保内容 | 特定教育・ 保育施設 | 市内（保育園等） | 272 | 263 | 279 | 276 | 274 |
| | | 市外（保育園等） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 272 | 263 | 279 | 276 | 274 |
| | 特定地域型保育事業 | 23 | 22 | 23 | 23 | 23 | |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 合計 | 295 | 285 | 302 | 299 | 297 | |
| ②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

▼3号認定（1・2歳）の利用実績

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者（人） | 341 | 325 | 336 | 340 | 352 |

※令和6年度は見込み。

【確保の方策】

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

今後も、市内保育園等の位置関係や地区別の園児数の推移、また施設の老朽化等も総合的に勘案し、保育園等の統廃合および民営化に取り組む中で、ニーズに沿った施設の早期整備に取り組みます。

(2) 乳児等のための支援給付

【事業内容】

乳児等のための支援給付については、令和8年度から開始される新たな給付で、現在のところ乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施が予定されています。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、未就園のこどもを対象に、保育園等の施設で、月10時間までの預かりおよび保護者への子育てに関する相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | | | | | |
| 満0歳児延べ人数 | - | 5 | 5 | 5 | 4 |
| 満1歳児延べ人数 | - | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 満2歳児延べ人数 | - | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②確保内容 | | | | | |
| 満0歳児延べ人数 | - | 5 | 5 | 5 | 4 |
| 満1歳児延べ人数 | - | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 満2歳児延べ人数 | - | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②-① | | | | | |
| 満0歳児延べ人数 | - | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 満1歳児延べ人数 | - | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 満2歳児延べ人数 | - | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

令和8年度からの実施に向けて、関係機関と連携して提供体制の整備に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

子どもやその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

| 事業形態 |
|---|
| ・基本型（独立した事業として行われている形態） |
| ・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態） |
| ・こども家庭センター型（母子保健および児童福祉双方の一体的な運営において行われる形態） |

【現状】

平成29年に「子育て世代包括支援センター」を健康管理センター内に設置し、令和5年11月には、子育て相談窓口および子育ての拠点施設を健康管理センターに集約した「子育て応援センターすくすく」を開設し、利用者のニーズを把握することや、利用サービスの情報提供や相談を専門に行う「子育て支援コーディネーター」や「保育コンシェルジュ」を関係各課との連携による支援体制の中で配置しました。

また、令和6年4月から、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を開設しました。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | | | | | |
| 基本型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保内容 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

今後も「こども家庭センター」の周知、利用促進を図り、子どもやその保護者への包括的支援を進めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

令和2年9月に聖ルカ幼稚園、令和3年4月にはそらのとりこども園が幼保連携型認定こども園として開園したことで、地域子育て支援拠点事業の実施施設が市内5か所となり、誰でも気軽に利用できるような環境を整えています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 延べ人数（人） | 14,654 | 12,428 | 10,867 | 12,683 | - |
| 実施か所数 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | | | | | |
| 延べ人数（人） | 13,104 | 12,978 | 13,698 | 13,847 | 14,019 |
| 実施か所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ②確保内容 | 13,104 | 12,978 | 13,698 | 13,847 | 14,019 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

今後も、保育園の統廃合および民営化を検討する中で、幼保連携型認定こども園への移行にも取り組み、認定こども園にあわせ設置される地域子育て支援拠点施設を拡充し、保護者や地域における子育て力を高めることを目指します。

また、令和5年11月にグランドオープンした健康管理センターに子育て支援センターを移設したことから、新しく充実した施設の中で、土曜日を開放日とするなど、気軽に子育て相談ができる環境と多くの子育て世帯との交流の場の提供に努めるとともに、健康管理センターに集約した子育てをはじめとする総合的な窓口機能の充実を図っていきます。

(3) 妊婦健康診査事業

【事業の概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦および胎児の健康の保持増進および異常の早期発見を目的として、すべての妊婦が妊娠中に必要な妊婦健康診査が受診できるよう支援する事業です。

【現状】

県内各医療機関等、指定の医療機関で使用できる妊婦健診受診票を交付し、経済的負担が少なく妊娠中に必要な検査等が受診できる体制となっています。里帰り等で指定外の医療機関で受診した場合でも、申請により助成金を受け取ることができ、安心して医療的管理の下、妊娠期間を過ごすことができるようになっています。

また、令和5年1月から、国の方針により「出産・子育て応援金交付事業」を開始するとともに、母子手帳交付時および乳児家庭全戸訪問での面談のほかに、妊娠8か月前後にアンケートを実施するなど、切れ目なく相談できる体制を整えました。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受診対象者数(人) | 203 | 220 | 161 | 161 | — |
| 延べ妊婦健診回数 | 2,640 | 2,565 | 2,378 | 2,102 | — |
| 産婦健診回数(回) | 211 | 200 | 207 | 159 | — |

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | | | | | |
| 受診対象者数(人) | 187 | 182 | 179 | 177 | 173 |
| 延べ妊婦健診回数 | 2,618 | 2,548 | 2,506 | 2,478 | 2,422 |
| 産婦健診回数(回) | 182 | 179 | 175 | 172 | 170 |

※妊婦1人あたり、妊娠中に14回、産後に1回の健康診査を見込んでいます。

【確保の方策】

女性の妊娠の意思表示をもって交付する「母子健康手帳」にあわせ、健診受診票を発行し、対象者が確実に妊婦健診を受診するよう促します。原則、保健師との面談により母子健康手帳を交付することで、妊娠初期から、妊娠の経過や出産およびその後の子育てに関する保健指導を実施し、子育てへの十分な準備を整えられるよう支援します。

また、出産後の不安定なホルモンバランス等の影響を受ける心身の不調や慣れない育児の不安や負担等の中で発症する産後うつ等の発症予防を目的に、これまでから実施してきたメンタルヘルスケアを含む産婦健診と産後ケアに取り組みます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

保健師、助産師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげるなど子育てを支援します。

【現状】

小浜市の保健師の他、市内の在宅助産師、保健師による全戸訪問を行っています。里帰り出産等の理由で市内におられない場合は、産婦の希望により、里帰り先等の自治体と連携し、専門職による訪問を依頼しています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ人数（人） | 209 | 208 | 218 | 166 | - |

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|--|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み 延べ人数（人） | 182 | 179 | 175 | 172 | 170 |
| 実施体制 | 実施体制：13人（直営7人、委託6人） 実施機関：市 委託団体等：在宅助産師・保健師 | | | | |

【確保の方策】

少子化、核家族化が進む中、子どもの健やかな成長発達とそれを促すための適切な生活環境を整えることができる保護者の育成と、子育ての不安解消を目的に必要な支援や助言を行う全戸訪問を継続して実施します。

訪問スタッフである市の保健師および事業依頼可能な地域の助産師や保健師との連携体制の確保に努めるとともに、支援技術向上のための研修会等を実施します。

(5) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を家庭相談員が訪問し、保護者の育児の支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。

【現状】

近年、保護者の養育力の低下や精神疾患などの理由で、育児や家事などができない家庭が増えています。養育能力を向上させるため、養育上の諸問題の解決や軽減を図り、家庭において安定した養育が可能になるような支援が必要です。

令和4年度に設置した「子ども家庭総合支援拠点」では、家庭相談員に加えて保健師、保育士等の専門職を配置し、令和6年4月からは「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を開設し、より具体的な育児に関する指導や養育者の精神的サポートを行っています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ件数（人） | 426 | 383 | 411 | 371 | - |

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|---------------------------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み 延べ件数（人） | 430 | 430 | 430 | 430 | 430 |
| 実施体制 | 実施体制：2人 実施機関：小浜市 委託団体等：なし | | | | |

【確保の方策】

今後も、子どもの自立を保護する観点から、児童相談所と連絡を密にするとともに、要保護児童対策地域協議会との連携も図りながら、様々なケースに対応できるように取り組んでいきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業の概要】

保護者の疾病、仕事、育児疲れ等の理由により家庭において一時的に養育ができないとき、児童養護施設等で一定期間、児童の保護を行う事業です。

【現状】

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を行う児童福祉施設は、現在、嶺南地域に1か所あり（敦賀市）、1回あたり7日間を限度として実施しています。

利用者数は年度によって変動があり、令和2年度から令和5年度では利用者はありませんでした。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 実施か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み 延べ人数（人） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 実施か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【確保の方策】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、個々のケースの状況をみながら、必要なサービス提供を実施します。

(7) 一時預かり事業

①認定こども園1号認定の在園児を対象とした預かり保育（幼稚園型）

【事業の概要】

認定こども園1号認定の在園児が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に保育が困難な場合、教育時間を超えてこども園で預かり、必要な保育を行う事業です。

【現状】

令和2年9月に、聖ルカ幼稚園が幼保連携型認定こども園となり、令和3年4月には、幼保連携型認定こども園そらのとりこども園が開園したことで、新たに一時預かり事業が実施できる環境が拡充し、令和5年度実績では、多子世帯からの一時預かり事業への多くのニーズに応えることができています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ人数（人） | 698 | 351 | 726 | 1,384 | - |
| 実施か所数 （1号認定） | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実施か所数 （2号認定） | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | | | | | |
| 延べ人数（人） | | | | | |
| 1号認定 | 1,954 | 1,902 | 1,867 | 1,867 | 1,852 |
| 2号認定 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1,954 | 1,902 | 1,867 | 1,867 | 1,852 |
| ②確保内容 | | | | | |
| 延べ人数（人） | 1,954 | 1,902 | 1,867 | 1,867 | 1,852 |
| 実施か所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

今後も、ニーズに応じた適正な施設整備に取り組み、保育の質の維持・向上に努め、利用しやすい環境整備を推進します。

②地域子育て支援拠点等における一時預かり（一般型）

【事業の概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、認可外保育施設等で一時的に預かる事業です。

【現状】

近年、低年齢児から保育園等に預ける保護者が増えたことで、一時預かり事業の利用ニーズ量の伸びは停滞していますが、その一方で、核家族化により子育てに対する負担感が増していることなど、一定のニーズ量は今後も継続してあることが予想されます。

また、令和5年11月から健康管理センターに移設した子育て支援センターに併設して未就園児を対象とした一時預かり所を新たに開設し、日々のニーズに対応できるよう、受け入れ体制を拡充しています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ人数（人） | 3,095 | 3,060 | 3,587 | 3,318 | - |
| 実施か所数 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 |

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み 延べ人数（人） | 3,390 | 3,406 | 3,375 | 3,385 | 3,383 |
| ②確保内容 延べ人数（人） | 3,390 | 3,406 | 3,375 | 3,385 | 3,383 |
| 実施か所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

今後も、利用状況などを踏まえながらサービスの充実に努めます。

(8) 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間以外に、認定こども園・保育園・地域型保育事業等において保育を実施する事業です。

【現状】

保護者の就労状況が多様化し、就労の時間帯も変化しています。そのような中、0・1・2歳児の入園率は下がることなく、急速に増え続けています。令和2年9月に、聖ルカ幼稚園が幼保連携型認定こども園となり、令和5年4月には、聖ルカ乳児保育園が延長保育事業の受け入れを開始したことで、受け入れ体制を大幅に拡充しています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実人数(人) | 50 | 46 | 36 | 58 | - |
| 実施か所数 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 |

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み 実人数(人) | 59 | 59 | 58 | 59 | 59 |
| ②確保内容 実人数(人) | 59 | 59 | 58 | 59 | 59 |
| 実施か所数 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

今後も、多様化する保育ニーズに即したサービスの提供を検討するとともに、内容の充実と利用しやすい運営に努めます。

(9) 病児保育事業

【事業の概要】

「病気中の子ども（病児）」や「病気回復期にあって、集団保育などが困難な子ども（病後児）」を、保護者に代わって保育施設で保育士・看護師が一時預かりする事業です。

【現状】

本市には病児保育所（定員2人）が1か所、病後児保育所（定員2人）が2か所ありますが、令和4年4月からは、おおい町（定員4人）と高浜町（定員3人）との広域連携により、市外の施設でも預けることができるようになり、利便性も高まりました。また、保育園等にチラシを配布するなど制度の周知に努めたことにより、利用者は増加しており、保護者の安心につなげることができています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|----------------|-----------------|--------------|
| 延べ人数（人） | 43 | 118 | 市内 182 市外 6 | 市内 217 市外 20 | - |
| 実施か所数 | 2 | 2 | 市内 2 市外 2 | 市内 2 市外 2 | 市内 2 市外 2 |

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込み 延べ人数（人） | 284 | 290 | 290 | 290 | 293 |
| ②確保内容 延べ人数（人） | 284 | 290 | 290 | 290 | 293 |
| 実施か所数 | 市内 2 市外 2 | 市内 2 市外 2 | 市内 2 市外 2 | 市内 2 市外 2 | 市内 2 市外 2 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

今後も、保護者が安心して利用できるよう、制度の周知に努めます。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、支援員の活動支援の下で遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【現状】

令和5年度に西津小学校内に設置している西津児童クラブの施設改修が完了し、令和6年度には旧子育て支援センター跡地を施設改修し今富児童クラブを増設したことに伴い、受け入れ体制を拡充しています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実人数（人） | 241 | 323 | 349 | 395 | - |
| 1年生 | 85 | 119 | 114 | 108 | - |
| 2年生 | 72 | 89 | 102 | 110 | - |
| 3年生 | 53 | 59 | 68 | 87 | - |
| 4年生 | 15 | 37 | 41 | 50 | - |
| 5年生 | 10 | 14 | 18 | 29 | - |
| 6年生 | 6 | 5 | 6 | 11 | - |
| 実施か所数 | 8(11) | 8(11) | 8(11) | 8(11) | 8(12) |

※最大登録時の児童数（夏休み会員＋7月または8月通年会員）。

※（ ）はユニット数。

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み 実人数（人） | 411 | 418 | 431 | 438 | 446 |
| 1年生 | 115 | 114 | 122 | 115 | 118 |
| 2年生 | 116 | 108 | 108 | 118 | 112 |
| 3年生 | 84 | 100 | 93 | 94 | 103 |
| 4年生 | 59 | 55 | 68 | 66 | 68 |
| 5年生 | 28 | 30 | 28 | 34 | 32 |
| 6年生 | 9 | 11 | 12 | 11 | 13 |
| ②確保内容 実人数（人） | 411 | 418 | 431 | 438 | 446 |
| 実施か所数 | 8（12） | 8（12） | 8（12） | 8（12） | 8（12） |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※（ ）はユニット数。

【確保の方策】

今後も、ニーズ量に応じた適正な受け入れ体制が確保できるよう努めます。

(11) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

【事業内容】

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等との面談等により、妊婦等の心身の状況や環境の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | | | | | |
| 妊娠届出数 | 187 | 182 | 179 | 177 | 173 |
| 1組あたりの面談回数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 面談実施合計回数 | 561 | 546 | 537 | 531 | 519 |
| ②確保内容 | | | | | |
| 面談回数 | 561 | 546 | 537 | 531 | 519 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

妊娠届出時や妊娠8か月ごろ、また、乳児家庭全戸訪問時に面談を行い、妊娠期から妊婦やその配偶者等に寄り添い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援の推進に努めます。

(12) 産後ケア事業【新規】

【事業内容】

産後ケア事業は、本市と契約している助産師会等の専門スタッフから、「からだ」と「こころ」、「育児」のサポートを受けることができる事業です。

【量の見込みと確保内容】

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | | | | | |
| 延べ人数（人） | 154 | 151 | 148 | 146 | 144 |
| ②確保内容 | | | | | |
| 延べ人数（人） | 154 | 151 | 148 | 146 | 144 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保の方策】

医療機関等と連携し、希望する産婦が利用できるよう周知を図るとともに、産後の心身の疲れ、育児不安等の軽減が図れるよう支援の充実を図ります。

4. その他の母子保健事業

【事業内容】

母子保健法に基づき、妊産婦および乳幼児の健康の保持増進および異常の早期発見を目的として、すべての子どもが健やかに成長発達することを支援する事業です。

子どもの健やかな成長に欠かせない食事、睡眠、遊びなどを中心とした基本的な生活習慣を確立させること、育児環境をよりよいものへと整えていくことを目指し、事業の内容等を改善しながら展開します。

▼母子保健事業の実績

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 不妊治療費助成事業申請件数 ※1 | 21 | 27 | 5 | |
| カムカム赤ちゃん応援事業 (実件数/延べ件数) ※2 | | | 21/42 | 23/46 |
| プレパレ&プレママ教室(参加数/開催数) | 25/7 | 40/8 | 25/8 | 35/8 |
| 1か月児健診受診数 | 194 | 177 | 184 | 157 |
| 3か月児育児教室 (参加数/開催数) ※3 | 98/11 | - | 92/8 | 90/12 |
| 4か月児健診受診数 | 216 | 195 | 219 | 148 |
| 6か月児健診(参加数/開催数) | 230/11 | 202/12 | 205/12 | 172/12 |
| 9～10か月児健診受診数 | 209 | 198 | 199 | 179 |
| 1歳児育児教室(参加数/開催数) | 156/11 | 161/12 | 161/12 | 158/12 |
| 1歳6か月児健診(参加数/開催数) | 220/12 | 217/12 | 205/12 | 217/12 |
| 2歳児歯科検診(参加数/開催数) ※4 | - | - | - | - |
| 3歳児健診(参加数/開催数) | 243/12 | 230/12 | 198/12 | 213/12 |
| 母乳(現授乳)育児相談 (参加数/開催数) | 167/20 | 151/22 | 202/22 | 150/22 |
| 子育てワイワイ広場 (参加数/開催数) ※5 | 167/20 | | | |
| スズク元気っ子教室(参加数/開催数) ※6 | 139/10 | 149/12 | 121/12 | 112/12 |
| 遊びの教室ひだまり(現すまいる) (参加数/開催数) ※6 | 49/11 | 47/12 | 48/11 | 26/12 |
| 乳幼児訪問(保育園訪問含む) | 195 | 221 | 141 | 204 |
| 保健推進員による乳幼児家庭の声かけ訪問 | 869 | 999 | 1,237 | 1,252 |
| 保健推進員による子育て教室 (参加数/開催数) ※7 | - | - | 194/10 | 149/9 |
| 保健推進員委嘱人数 | 59 | 59 | 59 | 59 |

- ※1 ※2 令和4年4月から不妊治療の一部が保険適応になったことから、交通費も含め治療ごとに年3回まで不妊治療の経費を助成する事業に移行した
- ※3 ※4 ※7 「－」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催なし
- ※5 目標が達成されたため事業実施を終了した
- ※6 令和6年度からスクスク元気っ子教室（乳幼児）と遊びの教室ひだまり（現すまいる）（幼児期）を事前予約不要とすることで、気軽な育児相談場所として実施

【現状や今後の方向性】

人と人とのふれあいが希薄化している社会の中では、保護者同士が交流を図れる機会が重要であり、あらゆる保健事業の中にそのような場所や時間を設定し、他の保護者や専門スタッフとのコミュニケーションが図れる場を通して、保護者の育児能力を高めることのできる事業を展開していきます。

また、子どもの成長にあわせたその時々々の健康診査や相談の場、子どもを理解するための学習の場としての教室等は必要不可欠であり、内容の充実を図っていきます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 総合的な施策の推進

第3期計画に位置づけている施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内組織や関係機関の多くが実施主体となっています。

そのため、市全体が子どもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結び付き、計画全体を推進していく必要があります。

計画の推進にあたっては、子ども未来課が中心となり、関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 国や県との連携の推進

第3期計画に位置づけている施策の中には、市単独ではなく、国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を市単独で実施できるわけではありません。

また、社会状況が変化していく中、市の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。

そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努め、必要な支援については今後も強く要望していきます。

2. 計画の進行管理

(1) 市民への計画の周知と相談体制の確立

第3期計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取組み、事業所の役割なども位置づけています。市民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取組みを知ることで、公的な支援についてはそれぞれが必要に応じて活用し、市民の主体的な取組みについては、それぞれの立場に応じた協力体制を構築していくことが理想となります。

そのため、今後は、諸施策の推進とあわせて、市民への計画の周知と施策のPRに努めていきます。

また、こども家庭センターや保育園等がそれぞれ情報の共有化を図るとともに、それぞれの事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、市民の要望・相談に常に応じられるような体制づくりを進めます。

(2) 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のためには、庁内組織や関係団体の一体となった取組みとともに、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進捗管理を行うため、評価・改善に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を推進します。

また、「小浜市児童福祉審議会」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

資料編

1. 計画策定について

(1) 小浜市児童福祉審議会設置条例

小浜市児童福祉審議会設置条例

昭和 51 年 9 月 28 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条の規定により、児童福祉行政の円滑な運営をはかるため、小浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ児童福祉に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもつて組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 教育委員会の委員 2 人以内

(2) 児童委員 4 人以内

(3) 学識経験を有する者 4 人以内

2 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了するまでとする。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、委員および議案に係る臨時委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の会議は会長が議長となり、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、民生部福祉事務所において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則(略)

(2) 小浜市児童福祉審議会委員名簿

委員名簿を掲載予定

(3) 策定経緯

| 年 月 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 令和5年度 | |
| 令和5年 12月25日 | ■第1回小浜市児童福祉審議会の開催 ・委員委嘱、会長選出、諮問、事業計画の概要、策定スケジュール 等 |
| 令和5年 1月～3月 | ○アンケート調査（未就学児、就学児、妊婦）の実施 |
| 令和6年度 | |
| 令和6年4月 | ○各種データの調査・分析 ○アンケート集計 |
| 令和6年 5月～6月 | ○アンケート分析・報告書の作成 ○第2期計画実施状況調査の実施 |
| 令和6年 7月11日 | ■第2回小浜市児童福祉審議会の開催 ・アンケート調査結果、第2期子ども・子育て支援事業計画実施状況調査の報告 |
| 令和6年7月 | ○計画課題の把握 ○将来人口（児童人口）の推計 |
| 令和6年 8月～9月 | ○第3期計画骨子案の作成 ○サービス見込み量の算出・検討（～12月） |
| 令和6年 10月2日 | ■第3回小浜市児童福祉審議会の開催 ・人口等の状況、児童人口の推計結果、第2期計画の課題整理の検討 |
| 令和6年 10月～12月 | ○第3期計画素案の作成 |
| 令和6年 11月27日 | ■第4回小浜市児童福祉審議会の開催 ・第3期子ども・子育て支援事業計画計画素案の検討 |
| 令和6年 12月24日 | ■第5回小浜市児童福祉審議会の開催 ・第3期子ども・子育て支援事業計画計画案の検討 |
| 令和7年1月 | ○パブリックコメントの実施 ○第3期子ども・子育て支援事業計画計画案の作成 |
| 令和7年2月 | ■第6回小浜市児童福祉審議会の開催 ・パブリックコメント結果の報告、第3期子ども・子育て支援事業計画計画案の審議 |
| 令和7年3月 | ○市長への答申 ○第3期小浜市子ども・子育て支援事業計画の確定 ○計画図書・概要版の印刷 |

2. 小浜市の保育理念

小浜市の保育理念（案）

健やかな心身を育み、豊かな自然の中で体を動かす楽しさを感じるおばまつ子
～里山、里海に親しみながら、運動遊びの心・楽・体の推進～

小浜市の保育が目指す子どもの姿（案）

運動遊び、自然遊びから育つ子どもの姿
～心も体も健やかで、豊かな感性をもった子の育成～

- ①健康な心と体でよく遊ぶ子〈健康〉
進んで体を動かして遊ぶ
遊びや生活の中で、充実感や達成感を味わう
- ②認め合い、人のぬくもりを感じる子〈人間関係〉
人と自分を大切にし、自ら関わろうとする気持ちを育む
ふるさとに親しみを持ち身近な人とふれあう
- ③思いを伝えあう子〈言葉〉
人の話や言葉をよく聞き、自分なりのことばで表現する
伝え合う楽しさや喜びを味わう
- ④自然の力強さを知る子〈環境〉
豊かな自然に親しみ、いろいろなものに興味や関心をもつ
豊かな自然とのふれあいを通して自ら挑戦する気持ちや生きる力を育む
- ⑤豊かな感性のある子〈表現〉
自分なりのイメージをのびのびと表現することを楽しむ

3. 用語解説

| | |
|---------------|--|
| あ行 | |
| 預かり保育 | 認定こども園の1号認定の在園児が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に保育が困難な場合、教育時間を超えてこども園で預かり、必要な保育を行う事業のこと。 |
| 育児休業制度 | 育児・介護休業法に定められた両立支援制度で、原則1歳未満の子どもを養育するための休業のこと。 |
| か行 | |
| 核家族 | 夫婦（父親または母親）とその未婚の子ども、もしくは夫婦のみからなる家族。 |
| 家庭的保育 | 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業のこと。 |
| 教育・保育施設 | 本計画で使用する「教育・保育施設」とは、認定こども園、保育園を指します。 |
| 居宅訪問型保育 | 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う事業のこと。 |
| 合計特殊出生率 | 「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。 |
| コーホート変化率法 | コーホート変化率法とは、同じ期間（今回は各年度）に生まれた集団の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も続くものとして推計する方法です。 |
| 子育て支援コーディネーター | 子どもや保護者、妊娠中の方などが、子育て支援事業の中からニーズにあったものを利用できるように支援する職員。 |
| こども家庭センター | 児童福祉と母子保健が一体的に妊婦から子どもとその家庭を支援する体制を強化するため、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した組織。 |
| 子ども・子育て関連3法 | 「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。 |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。 |
| 子ども・子育て支援新制度 | 子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度。 |
| 子ども・子育て支援法 | 急速な少子化の進行ならびに家庭および地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付、その他の子どもおよび子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。 |

| | |
|---------------|--|
| 子どもの権利条約 | 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、すべての子どもたちもつ人権（権利）を定めた条約。わが国では平成6年に批准。 |
| さ行 | |
| スタートカリキュラム | 幼児期の遊びや生活を通して身に付けたことを生かしながら小学校教育へ円滑に移行するための指導計画。 |
| 次世代育成支援対策推進法 | 次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律。国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。 |
| 重層的支援体制 | 相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のこと。 |
| 事業所内保育 | 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。 |
| 小1の壁 | 主に共働き家庭において、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になること。 |
| た行 | |
| 地域型保育事業 | 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行います。 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 子ども・子育て支援法第59条に定められた事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。 |
| な行 | |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴があります。 |
| は行 | |
| パブリックコメント | 公的な機関が規則や計画等を制定・策定しようとするときに、広く公に意見を求める手続のこと。 |
| ペアレントプログラム | 子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的としたプログラム。 |
| 保育コンシェルジュ | 保育等を希望する保護者の相談に応じて、希望や状況にあわせた保育サービス等の情報提供を行う専門の職員。 |
| 母子・父子自立支援員 | 母子家庭、父子家庭、寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供および指導を行う専門職。 |
| や行 | |
| 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関。児童福祉法により地方公共団体はその設置に努めることとされています。 |
| A B C | |
| SNS | ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介してコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービスのこと。 |